

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 奥村悦夫 ほか37名

被告 国ほか4名

## 準備書面(40)

被告国第6準備書面、被告塩崎ら準備書面3への反論

本件は、「法律上の争訟」に当たり、確認の利益を有し

立法事実が不存在であり、立法目的・手段選択に正当性・相当性がない

2019年9月13日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告 ○○ ○○

選定当事者兼原告 ○○ ○○

選定当事者兼原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

原告 ○○ ○○

**被告国第6準備書面、被告塩崎ら準備書面3への反論**  
**本件は、「法律上の争訟」に当たり、確認の利益を有し、**  
**立法事実が存在であり、立法目的・手段選択に正当性・相当性がない**

目次

はじめに(当該準備書面の主張目的) .....	3
第1 被告国の答弁は、原告らの追加の無効確認請求の捏造解釈があり、失当 .....	3
1 原告らの「追加の無効確認請求」とは .....	3
(1) 本件は憲法訴訟であり、違憲審査方法に基づく審査が不可欠 .....	4
(2) 立法国賠の審査のあり方と本件「立法事実」の存否の審査のあり方 .....	5
2 被告国は、原告らの「追加の無効確認請求」を捏造解釈 .....	6
第2 「本案前の答弁の理由」に対する反論 .....	7
1 『立法行為』の無効確認の訴えは、不適法であることへの反論 .....	7
(1) 「ア 『法律上の争訟』に当たらないこと」への反論 .....	7
(2) 「イ 確認の利益を欠くこと」への反論 .....	8
① 「戦争法」の国会の国の説明と法廷の主張の卑劣な使い分け(二枚舌) .....	9
② 被告国の卑劣な使い分け(二枚舌)は、本件だけではなかった .....	11
③ 「地球温暖化」が及ぼす影響は、一国に止まらず国境を越え、人々に及ぶ .....	13
④ 「戦争法」は、温暖化メカニズムと同様に国境を越え、人々に「悪影響」を及ぼす .....	18
⑤ 本件「戦争法」が、世界や原告らにもたらす「平和的生存権」の悪影響 .....	24
⑥ 戦争中の出来事に対する日本とドイツの「反省」の違いと軍人の「抗命権」 .....	29
(3) 小結(被告国の主張は失当) .....	37
2 「本件『戦争法』の無効確認訴えが不適法」への反論 .....	37
(1) 「ア 『法律上の争訟』に当たらないこと」への反論 .....	38
(2) 「イ 確認の利益を欠くこと」への反論 .....	38
(3) 小結(被告らの主張は失当) .....	39
3 『戦争法』の施行無効確認は、法律上の争訟に当たらず不適法への反論 .....	39
(1) 「(1)はじめに」への反論 .....	39
① 「施行行為」へ被告らの明確な「介在」と「介在」の有無と②主張は無関係 .....	40
② 客観的事実の基礎を欠く事実誤認に基づく②主張 .....	40
(2) 「(2)『法律上の争訟』に当たらないこと」への反論 .....	41
(3) 「(3) 確認の利益を欠くこと」への反論 .....	42
(4) 小結(被告らの主張は失当) .....	42
第3 立法事実が存在であり、立法目的・手段選択に正当性・相当性がない .....	42
1 本件「戦争法」の立法事実が存在することの立証責任は被告国にある .....	42
2 被告らの本件行為は、原告らの具体的権利を侵害する .....	43
3 「立法行為無効確認が不適法」との国主張は、立法事実の不存在を意味する .....	45
結語(被告らの主張は失当であり、本件「戦争法」の立法事実は不存在である) .....	48

## はじめに（当該準備書面の主張目的）

当該準備書面は、原告らの「請求の趣旨の追加的変更」（2019年5月15日付）に対する被告国の第6準備書面及び被告塩崎らの第3準備書面への反論である。具体的には、「変更後の請求の趣旨に対する答弁」などに対する反論であり、本件は、「法律上の争訟」に当たり、確認の利益を有することを明らかにする。

なお、被告塩崎ら第3準備書面のそれは、被告国の第6準備書面の主張に“おんぶにだっこ”状態であり、その主張の理由や法的根拠は“骨皮筋右衛門”である。したがって、改めて被告塩崎らの第3準備書面への独自の反論の必要は、存在しない。よって、被告国の第6準備書面への反論を被告塩崎らの第3準備書面への反論とする。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

## 第1 被告国の答弁は、原告らの追加の無効確認請求の捏造解釈があり、失当

被告国は第6準備書面で、原告らの「無効確認の訴えは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する具体的な紛争を離れて、裁判所に対して抽象的に法令が無効であるか否かの判断を求めるものであるから、『法律上の争訟』に当たらない上、確認の利益を欠き不適法であるから、直ちに却下されるべきである」（5頁）と主張する。

このように、被告国は、原告らの「請求の趣旨の追加変更」に対して、「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する具体的な紛争を離れて、裁判所に対して抽象的に法令が無効であるか否かの判断を求めるものである」と主張するが、それは後述の理由から、原告らのそれを被告国に都合が良いように捏造した解釈（以下これを「被告国の捏造解釈」という。）であり、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認に基づき理由不備・齟齬を来している。それらを以下明らかにする。

### 1 原告らの「追加の無効確認請求」とは

原告らの「請求の趣旨の追加的変更」とは、「『立法事実』が不存在であり、かつ『立法目的』及び『手段選択』の正当性・相当性がない本件『戦争法』の立法行為及び施行行為の無効を確認する。」（以下「追加の無効確認請求」という。）というものである。つまり、被告らが強行可決成立させた本件「戦争法」において、その立法を必要とする具体的な立法事実（立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的具体的な事実）が不存在であり、かつその具体的な「立法目的」及びその

具体的な「手段選択」の正当性・相当性がないから、当然その立法行為と施行行為が無効となることの確認を求めるということである。

以下、この追加の無効確認請求の趣旨を詳しく述べ、被告国の答弁が、原告らの追加の無効確認請求の趣旨を捏造した解釈であることを明らかにする。

### (1) 本件は憲法訴訟であり、違憲審査方法に基づく審査が不可欠

「請求の趣旨の追加的変更」の4頁において、『憲法Ⅱ(第5版)』(中野俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利 有斐閣 2012年)の「Ⅱ 違憲審査制と憲法訴訟 — 第一節 違憲審査制 — 三 審査の方法と基準 — (1) 審査方法」の「①立法事実の意義」を引用し、追加の無効確認請求の趣旨を明らかにした。それを再度引用し、それを確認する。

裁判所の審理は、通常は当該事件の個別的な事実(たとえば刑事事件において、某月某日某所においてYが酒酔い運転で人をはねて重傷を負わせたという事実、あるいは民事事件において、某月某日YがXからしかじかの金を借りたという事実)を、当事者の主張・立証に基づいて認定すること、その認定事実に法をどのように適用するかということにあてられる。このような事実は司法事実ないし判決事実と呼ばれる。憲法訴訟も、その本体である訴訟の審理は、この点をめぐって行われることに変わりはない。憲法上の争点にかかわる司法事実は、たとえば公安条例の違憲が争われる場合、Xが条例に沿った許可申請を行ったとか、公安委員会が不許可処分をしたとか、無許可で集会を行ったとかの一連の事実がそれにあたる。しかし法令自体あるいはその適用の違憲が争われる憲法訴訟においては、そのような個別・具体的な事実のほかに、その立法事実、すなわち立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実の存否を確かめることが必要な場合が多い。立法者が立法をするにあたっては、それを必要とさせる社会的・経済的等の事実が当然認識されているはずであるが、立法者による立法事実の認識に誤りはないか、立法事実は裁判の時点でも存在しているか等の審査が必要とされるのである。そして法令の違憲審査は、通常は、立法者が設定した立法目的と、その立法目的を達成するために選択した手段の両面にわたって行われるが、検証された立法事実を照らしてそれら立法目的と手段選択は正当かつ相当といえるかどうかの判定がなされることによって、裁判官の臆断によらない、科学的な根拠に立った憲法判断が可能になり、判決に説得力がもたらされることになる。(302～303頁。下線は原告ら。)

これは、違憲審査制と憲法訴訟における「審査方法」の関係で「立法事実の意義」を解説したものである。つまり、「裁判所の審理は、通常は当該事件の個別的な事

実、たとえば刑事事件において、某月某日某所においてYが酒酔い運転で人をはねて重傷を負わせたという事実、あるいは民事事件において、某月某日YがXからしかじかの金を借りたという事実を、当事者の主張・立証に基づいて認定することと、その認定事実を法をどのように適用するかということにあてられる」と前置きし、「このような事実は司法事実ないし判決事実と呼ばれる。憲法訴訟も、その本体である訴訟の審理は、この点をめぐって行われることに変わりはない」と解説している。そのうえで、「憲法上の争点にかかわる司法事実は、たとえば公安条例の違憲が争われる場合、Xが条例に沿った許可申請を行ったとか、公安委員会が不許可処分をしたとか、無許可で集会を行ったとかの一連の事実がそれにあたる」と解説し、「しかし法令自体あるいはその適用の違憲が争われる憲法訴訟においては」（以下これを「㉞」という。）、「そのような個別・具体的事実のほか、その立法事実、すなわち立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実の存否を確かめることが必要な場合が多い」（以下これを「㉟」という。）と解説している。

これを本件に当てはめる。

本件は、「戦争法」をめぐる違憲訴訟である。また、本件の追加の無効確認請求は、本件「戦争法」の「立法事実」が不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性がないから、当然に本件「戦争法」の立法行為及び施行行為は、無効となるからそれを確認するというものである。したがって、本件「戦争法」の追加の無効確認請求は、『憲法Ⅱ（第5版）』の「㉠立法事実の意義」の解説の㉞㉟に該当し、本件「戦争法」の「立法事実」の不存在の有無、「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性の有無を本件訴訟において審査することが必要となる。つまり、本件の追加の無効確認請求は、これらのことを求めているのである。

## (2) 立法国賠の審査のあり方と本件「立法事実」の存否の審査のあり方

原告準備書面(38)の12～22頁で、棟居快行(専修大学教授)の「憲法訴訟の実践と理論【第一二回】 安保法制違憲国賠訴訟における抽象と具体の交錯」(判例時報2363号 2018年5月11日号。以下「棟居論文」という。)を引用し、最高裁が示した立法行為における国賠法上の違法性判断条件と判断順序に基づき、本件「戦争法」の立法行為及び立法内容が、憲法違反であるか否かを審査し、判示する必要があることを論証した。

この立論は、本件「戦争法」の「立法事実」の不存在の有無、「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性の有無を本件訴訟において審査することが不可欠であることにもそのまま当てはまる。したがって、原告らの追加の無効確認請求に基づき、本件「戦争法」の「立法事実」の不存在の有無、「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性の有無を本件訴訟において審査する必要がある。

以上が、原告らの追加の無効確認請求の趣旨となる。

したがって、被告国の主張、つまり、「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する具体的な紛争を離れて、裁判所に対して抽象的に法令が無効であるか否かの判断を求め」ていることには到底ならない。この点をもう少し述べておく。

## 2 被告国は、原告らの「追加の無効確認請求」を捏造解釈

繰り返しになるが、本件で原告らが訴えていることは、被告らが立法化した本件「戦争法」は、違憲・違法であり、その違憲・違法な本件「戦争法」により、原告らの具体的な権利が侵害され、精神的苦痛を被っているから、被告らに対してその慰謝料を国家賠償として求めている。

被告らの行為により原告らが被っている「具体的な権利義務」とは、「平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権」であり、憲法12条の「不断の努力」、憲法13条の「幸福追求権」、憲法前文の「国民主権」であり、憲法前文と憲法99条が規定する全公務員に対する「憲法擁護義務」によって97条の「基本的人権」が擁護され、「福利は国民がこれを享受する」とことになるという憲法の基本原理である「立憲主義権」である。「法律関係」とは、憲法との関係では、憲法前文、憲法9条、憲法12、憲法13、憲法31条、憲法96条、憲法97条、憲法99条などである。

これらの権利が具体的な権利であることは、すでに原告ら準備書面で詳細に主張・立証し、論証したとおりである。特に「憲法改正・決定権」は、主権者である原告らの基礎的な権利であり、原告らの個々人の具体的な権利であることは明白である(詳細は原告準備書面(15)、(26)、(35))。

したがって、本件は、「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する具体的な紛争」であり、被告国が主張する「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する具体的な紛争を離れ」たものではないことは明白である。

このことを前提としたうえで、本件「戦争法」の立法化に際して不可欠である具体的な「立法事実」が不存在であり、かつその具体的な「立法目的」及びその具体的な「手段選択」の正当性・相当性がないから、当然のこととして、本件「戦争法」の「立法行為」及び「施行行為」は無効となるとその確認を求めているのである。

つまり、原告らの「追加の無効確認請求」によって求めるそれは、「裁判所に対して抽象的に法令が無効であるか否かの判断を求める」というものではないことは明らかである。

したがって、被告国の先の主張は、原告らの「追加の無効確認請求」を被告国が自らに都合良く勝手に解釈している捏造解釈である。よって、それは、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、その結果、理由に不備と齟齬を来している。したがって、被告国のその主張は失当である。

また、被告国は、第6準備書面で、「原告らが追加した訴えのうち、『立法行為』の無効確認の訴えについては、①平和安全法制関連2法の立法行為そのもの、すなわち法律の制定行為の無効確認を求めているのか、②平和安全法制関連2法それ自体、すなわち法律の無効確認を求めているのかが明らかでない。しかし、いずれに解したとしても、以下に述べるとおり、立法行為の無効確認の訴えは、不適法であり、却下されるべきである。」(5頁)と主張する。しかしながら被告国のこの主張は、先の捏造解釈を端的に示した事実誤認があり、理由不備・齟齬がある。

以上のことを前提とし、以下、被告国は第6準備書面の「(2) 立法行為(法律の制定行為)の無効確認の訴え(上記①)が不適法であること」(4～7頁)に対して反論する。

## 第2 「本案前の答弁の理由」に対する反論

### 1 「『立法行為』の無効確認の訴えは、不適法であること」への反論

#### (1) 「ア 『法律上の争訟』に当たらないこと」への反論

要するに被告国の主張は、「原告らは、本件訴訟において、平和安全法制関連2法の立法行為等により、『平和的生存権侵害、人格権侵害、憲法改正・決定権侵害』が生じた」と主張しているが、「平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権」は、具体的権利性が認められないから、原告と被告間の「具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であることを基礎づけるものにはなり得ない」ので、「裁判所法3条1項にいう『法律上の争訟』に当たらず、不適法である」(5-6頁)ということである。

つまり、被告国の主張の拠り所は、前述した原告らの「追加の無効確認請求」に対する捏造解釈と、「平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権」は、具体的権利性がないという“念仏”的称えとしての主張である。

原告らは、被告らの本件「戦争法」の「立法行為」及び「施行行為」(立法行為及び「施行行為」を以下「立法行為等」という。)により、原告らの具体的権利が侵害されていることを原告準備書面で詳細に述べてきた。つまり、原告らと被告らとの間には、「具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」がある。それは、「法律上の争訟」に該当する。したがって、被告国の上記の主張は、失当というほかない。

なお、原告らが、本件訴訟において、本件「戦争法」の立法行為等により、侵害される権利は、「平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権」だけでなく、憲法12条

の「不断の努力」、憲法13条の「幸福追求権」、憲法前文の「国民主権」であり、憲法前文と憲法99条が規定する全公務員に対する「憲法擁護義務」によって97条の「基本的人権」が擁護され、「福利は国民がこれを享受する」とことになるという憲法の基本原理である「立憲主義権」であることを確認しておく。

## (2)「イ 確認の利益を欠くこと」への反論

要するに被告国の主張は、「確認の訴えとして提起されたものであるから、訴訟要件として確認の利益が存在しなければならない。確認の利益があるといえるためには、①確認の対象としての適格を有する事項、すなわち、権利又は法律関係の存否を確認するものであって、②即時確定の利益がある場合、すなわち、現に原告の権利又は法的地位に危険や不安が存在し、これを除去するために確認判決を得ることが必要かつ適切な場合であることを要する」(7頁)というものである。

そのうえで、「原告らが求める無効確認の対象は、立法行為(法律の制定行為)という事実の存否の確認を求めるものにはかならないから、上記①の確認の対象としての適格が欠ける」(7頁)と主張する。

被告国が、「立法行為(法律の制定行為)という事実の存否の確認を求めるものにはかならない」と主張する「事実の存否」が何であるのかは不明である。それを仮に単に「立法行為(法律の制定行為)」という「事実」の存否、つまり、「立法行為(法律の制定行為)」がなされたか否かということであれば、それは原告らの請求の趣旨に対する事実誤認である。原告らは、そのような「事実」の存否の確認を求めているのではない。

原告らが、「追加の無効確認請求」で求めているのは、本件「戦争法」を必要とする具体的な立法事実、つまり、立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的具体的な事実が不存在であり、かつその具体的な「立法目的」及びその具体的な「手段選択」の正当性・相当性がないから、そのような本件「戦争法」の立法行為及び施行行為は当然に無効となることの確認を求めているのである。つまり、本件「戦争法」に関する具体的な立法事実が不存在であること、その具体的な「立法目的」及びその具体的な「手段選択」の正当性・相当性がないことの確認を求めているのである。

なお、原告らは、本件「戦争法」が、違憲・違法であるとする一つの理由として、立法化に至る具体的な手続において憲法31条の適正手続違反があること、参議院特別委員会における本件「戦争法」の裁決における参議院規則(136条1項、137条1項)違反があると主張している(詳細は、訴状、原告準備書面(39)など)。

しかし、原告らのこの主張は、本件「戦争法」が、違憲・違法であるとする一つの理由であり、「追加の無効確認請求」との関係ではない。したがって、「原告らが求める



無効確認の対象は、立法行為(法律の制定行為)という事実の存否の確認を求めるものにはかならないから、上記①の確認の対象としての適格が欠ける」との被告国の主張は、原告らの追加の無効確認請求の趣旨を捏造解釈したものであり、事実誤認・理由不備があり、失当である。

もう一つの被告国の主張の「原告らが主張する権利には具体的権利性がなく、当該立法行為が国民である原告らの権利義務ないし法的利益に直接影響を与えるものではないこと」(7頁)に反論する。

これは、先の『法律上の争訟』に当たらないことと事実上同じである。したがって、先の原告らの主張、つまり、これらの権利は、具体的権利であり、本件「戦争法」の立法行為等により侵害されていることは、これまでの原告準備書面で詳細に述べてきたとおりである。つまり、被告らの本件「戦争法」の立法行為等が、主権者である原告らの権利義務ないし法的利益に直接影響を与えている。したがって、原告らの訴えは、「確認の利益」を有するから、被告らの主張は、失当というほかない。

なお、被告国の主張は、本件「戦争法」は、「原告らに対して具体的に適用されておらず、適用される具体的状況にないことからすれば、原告らの具体的な権利又は法的地位に対する現実的な危険や不安が存しないことは明らかであって、当該訴えは、即時確定の利益にも欠ける」(7頁。以下この主張を「**①**主張」という。)というものである。

被告国のこの**①**主張は、“あいた口が塞がらぬ”。その理由は、次のとおりである。

### ①「戦争法」の国会の国の説明と法廷の主張の卑劣な使い分け(二枚舌)

小西洋之(参議院議員。安保法制に関する特別委員会委員。総務省・元経産省課長補佐)は、『私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり——専守防衛の力と「安保法制」違憲の証明』において、閣議決定後の総理大臣記者会見で、「海外で突然紛争が発生し、そこから逃げようとする日本人を・・・米国が救助を輸送しているとき、日本近海において攻撃を受けるかもしれない。・・・日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る。それをできるようにするのが今回の閣議決定です」(2014年7月1日 首相官邸HPより)と安倍総理が説明したと述べている(113-115頁)。

このように被告国は、「我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している」などと危機を強調し、その危機から「日本人の命を守るため」には「自衛隊が米国の船を守る」必要があるとし、本件「戦争法」が必要だと立法目的を国会などで説明してきた。つまり、この説明の

「重大な事態に至りかねないリスクを有している」その対象は、国を構成している「国民」一人一人であり、その「現実的な危険や不安」を取り除くために本件「戦争法」が必要であるということが、立法目的の前提であった。これが、被告国が国会で説明してきた重要なポイントであった。

ところが、本件訴訟では、たとえば、被告国は、「我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」（第1準備書面の18頁において）と国会の説明と大きく異なる主張を行い、「かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない」と主張している。

このように国のそれは、国会における説明と本件訴訟における主張とでは、大きく異なる。つまり、被告国は、国会の説明と本件訴訟の主張では異なる理由を使い分けるという二枚舌がある。したがって、原告らは、準備書面(3)の16頁で次のように指摘し、その齟齬(二枚舌)に対し、次のように釈明を求めた。

被告国は、集団自衛権を容認する閣議決定(2014年7月1日)において、「日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の『国連軍』は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。」「我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。」などと危機を強調して、「戦争法」が必要だと説明してきた。

その一方で、被告国は、準備書面(1)18頁において、「我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。」と主張する。

被告国の「戦争法」が必要だと説明した国際社会の軍事的緊張や脅威に対する認識と、被告国の準備書面(1)の「漠然とした不安感を抱いたという

域を超えるものではない」との主張にある認識とは、大きな齟齬がある。

被告国の主張に対する反論において、被告国の認識が果たしてどちらであるのかによって原告らの反論の内容が異なる。

したがって、被告国の準備書面(1)の主張と「戦争法」が必要であるとした説明における日本国及び国際社会における「安全保障環境」及び「国民の命」が脅かされる危機の認識の齟齬ないし違いについての釈明を求める。

この原告らの「求釈明の申立て」に対して、被告国は、第2準備書面の43頁で次のように応答した。

なお、原告らは、「求釈明の申立て」として、平成26年7月閣議決定において内閣が示した見解と被告国の上記主張とが齟齬しているかのような主張を行う(原告ら準備書面(3)第4・16ページ)。

しかし、平成26年7月閣議決定において示された見解は、我が国を取り巻く安全保障環境の変容を踏まえ、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るべく万全を期するための施策を講じる必要性をいうものであり、そのような施策の必要性和原告らが本訴において「人格権」の侵害として主張する内容が漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないとの主張との間には、何らの齟齬も存しない。

被告国は、本件「戦争法」を必要とする国会の説明(「我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している」などと危機を強調)と本件訴訟における被告国の主張(「我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」とし、「かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない」と都合良く使い分けるという詭弁を弄している。

## ②被告国の卑劣な使い分け(二枚舌)は、本件だけではなかった

被告国のこのような二枚舌は、次のように本件だけではなかった。

『朝日新聞』(2018年2月1日 証拠甲42号証)によれば、現職自衛官が、本件「戦争法」の行使は、憲法違反であると「防衛出動」の命令に従う義務がないことの確認を国に求めた訴訟の控訴審判決で、被告国の訴訟での主張である「出動命令が出ると想定できない」とのその主張を東京高裁は退けた(以下「東京高

裁事件判決」という。)と報じている。

2018年2月3日付『朝日新聞』(証拠甲43号証)は、社説でこの国の主張(使い分け=詭弁を弄する)について次のように厳しく批判している。

「安全保障関連法をめぐる訴訟で、国が驚くような主張をして裁判所に退けられた。「舞台になったのは、安保法の成立をうけて現職の陸上自衛官が起こした裁判だ。自衛官は、集団的自衛権の行使は違憲との立場から、法が定める『存立危機事態』になっても、防衛出動の命令に従う義務がないことの確認を求めている」。ところが、「一審の東京地裁は『出動命令が出る具体的な可能性はない』などと述べ、踏みこんだ審理をしないまま訴えを却下したが、東京高裁はこれを否定。『命令に反すれば重い処分や刑事罰を受ける可能性がある』として、自衛官が裁判で争う利益を認め、審理を差し戻した」。「あぜんとするのは、裁判で国が、存立危機事態の発生は想定できないとの立場を終始とり続けたことだ」とし、次のように述べている。

「説得力を欠くこと甚だしい。ならばなぜ、長年の憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認し、強引な国会運営で安保法を成立させたのか。広範な疑問の声を抑えこみ、『国民の平和と安全な暮らしを守り抜くため不可欠だ』と法の成立を急いだのは安倍内閣だ」、「ところが裁判になると、自らに有利になるよう『存立危機事態は想定できない』と主張する。ご都合主義が過ぎる」と厳しく批判し、「高裁が、国の言い分を『安保法の成立に照らし、採用できない』と一蹴したのは当然だ」と国の二枚舌に憤慨している。

このように被告国は、この現職自衛官の裁判でも、本件と同様に、国会の説明と裁判での主張を使い分けていた(二枚舌)。ところが、東京高裁は、「戦争法」の成立に照らして事実と異なると国の主張を退けたのである。

以上のように被告国は、「国民の平和と安全な暮らしを守り抜くため不可欠だ」と本件「戦争法」の成立させるために危機を煽りながら、一方で、裁判になると、国に有利になるように主張を使い分ける二枚舌を弄している。これは、行政に求められる信義誠実(民法及び民事訴訟法)を著しく反する。「ご都合主義が過ぎる」。このような被告国の主張は、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、その結果として理由に不備・齟齬があり、当然ながら失当となる。

なお、被告国の指定代理人は、国の指定代理人ではあるが、同時に国家公務員である。公務員は、憲法15条2項で「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と規定されている。したがって、被告国の指定代理人らの先の二枚舌の①主張は、前記の理由及び事実から、信義誠実に著しく反し、その行為は、全体の奉仕者ではなく、安倍政権という一部の者に対する奉仕行為であり、安倍政権に対する違法な「忖度」であり、憲法15条2項に著しく反する。この点を被告国の指定代理人らに忠告しておく。

### ③「地球温暖化」が及ぼす影響は、一国に止まらず国境を越え、人々に及ぶ

「地球温暖化」が及ぼす影響は、一国に止まらず国境を越え、人々に波及する。その点を次のことから確認する。

#### 「地球温暖化」などの場合

CO<sub>2</sub>排出量が増大し、地球温暖化が進んでいると報じられている。1999年4月8日に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき同年7月1日に指定され全国地球温暖化防止活動推進センター(Japan Center for Climate Change Action。このセンターの目的は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図ること。2010年9月末日までは財団法人日本環境協会が運営。同年10月1日からは、環境大臣から、一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定。)のホームページに、「地球温暖化の基礎知識」を次のように説明している。なお、イラストは削除している。

#### 地球を包む温室効果ガス

地球の表面には窒素や酸素などの大気を取り巻いています。地球に届いた太陽光は地表での反射や輻射熱として最終的に宇宙に放出されますが、大気が存在するので、急激な気温の変化が緩和されています。とりわけ大気中の二酸化炭素は約0.04%とわずかですが、地表面から放射される熱を吸収し、地表面に再放射することにより、地球の平均気温を14℃程度に保つのに大きな役割を演じています。こうした気体は温室効果ガスと呼ばれます。もし、このような気体がなければ、地球の平均気温は-19℃であり、氷の世界になってしまいます。

18世紀後半頃から、産業革命に伴い人類は石炭や石油などを大量に消費するようになりました。これによって大気中の二酸化炭素の量は産業革命前(1750年頃)と比べ40%程増加しました。二酸化炭素の排出量と世界平均地上気温の上昇変化はおおむね比例関係にあるとされています。ゆえに、これからも人類が同じような活動を続けるとすれば、地球の平均気温は今より上昇すると予測されています。

IPCC第5次評価報告書によると2100年の世界地上平均気温は、現在(1986-2005年)と比較して0.3~4.8℃上がると予測されています。日本において排出される温室効果ガスの9割以上は二酸化炭素ですが、メタンなどの他の温室効果ガス、とりわけフロンなどの人工の温室効果ガスは二

酸化炭素の数千倍の温室効果があり、わずかな量でもその影響が心配されています。このように、地球温暖化は二酸化炭素やフロンなどが原因であり、これは人為的な活動に起因することは、疑いの余地はありません。

### 気温が上昇すると

例えば気温が2℃上がると私たちにどのような影響があるのか、なかなか実感しにくい面があります。しかし、これまでの経験では、かつてない猛暑だと言われた年でさえ平均気温にすると平年より約1－2℃程度高かっただけです。このように、わずかな平均気温の上昇によっても大きな影響が現れてきます。

平均気温の上昇は、夏の熱中症の患者増加の原因となるでしょう。また、極端に少雨の年と多雨の年が出現し、水問題は干ばつと洪水の二極化になっていくと言われていています。時間雨量100ミリ以上の豪雨の回数が増加していることも確認されています。

また、海水の温度上昇も確認されており、これにより強大な台風が発生しやすくなると言われています。強大な台風は豪雨や強風はもちろん、高潮による危険地帯の増加も懸念されています。海岸沿岸地域では海面上昇による砂浜の減少に加えて高潮のリスクも高まります。

2014年8月にはヒトスジシマ蚊の媒介によるデング熱の症例が約70年ぶりに日本で報告されました。ヒトスジシマ蚊は、近年、温暖化によってその生息域が広がっています。日本でも、生息域が次第に北上していることが確認されており、2010年の調査では、青森県内で初めてその生息が確認されました。2035年には本州の北端まで、2100年には北海道まで拡大すると予測されています。

地球規模で見ると、海面が上昇して数多くの島々が海に沈みます。特に、マーシャル諸島や低地の多いバングラデシュでは大きな被害がでます。また、温暖化は異常気象を招き、地球上の各地で水の循環が影響を受けます。この結果、洪水が多発する地域がある一方、渇水や干ばつに見舞われる地域も出てきます。

日本では、これまで食べてきた美味しいお米がとれなくなり、病害虫の懸念も増大します。高温や多雨はウンシュウミカンをはじめとした日本の果実栽培にも品質低下を招きます。

こうした気候変動は世界的な農産物の収穫にも大きな影響を与え、国際相場が大きく変動します。とりわけ食糧の輸入依存度の高い日本への影響が心配です。

### 私たちにできること

日本における温室効果ガスの排出は、大半が産業活動に起因しています。とりわけ二酸化炭素の排出はエネルギー需要に左右される面が大きく、このため、産業界における徹底した省エネやエネルギー転換などが進められ、これからもより積極的な対策が期待されます。政府はこうした活動を支援し、さらに自然エネルギー利用などを促進するため、経済的なインセンティブの導入などを積極的に推進しようとしています。

一方、日本経済を根底で支えているのは私たち国民の一人一人であり、温暖化を防止するためには、私たちのライフスタイルを変革することが不可欠となります。できるだけ不要なものを買わず、大事にものを使い、再利用やリサイクルを心がけることは大変重要なことです。また、節電をしたり、外出時の車利用を自転車や公共機関に切り替えたりする努力も必要です。太陽光パネルを設置したり、自然エネルギーを取り入れたり、創エネも積極的に取り入れるといいでしょう。

生活の中でできるかぎり資源・エネルギーの無駄使いを排除し、再利用やリサイクルを推進していくことが、循環型社会・低炭素社会を構築し地球温暖化を防止する基本となります。

ぜひ、家庭で取組む節エネガイドを参考に、できることからひとつずつ始めてみましょう。

以上のような「地球温暖化」をもたらす因果関係メカニズムがある。つまり、各国の個別の法律や政策に基づく経済活動があり、それぞれの国における個々人の個別の生活活動があり、その一方で、この個別の法律と個別の活動により排出される二酸化炭素は、国境を越えて日本の平均地上気温、世界平均地上気温の上昇を招き、日本の温暖化、地球の温暖化を招き、私たち一人一人の暮らしにその影響を及ぼしている現実を目の当たりにしている。しかも、「天候変動」の「悪影響」がさらに今後大きくなると予想されることから、その「温暖化を防止するためには、私たちのライフスタイルの変革」が必要であると説明している。

つまり、他の国々の法律や政策に基づく経済活動と他国の個々人の生活活動が、日本列島の気温に影響を及ぼし、温暖化の促進状況を左右し、私たちの一人一人の暮らし(健康・経済活動・平和)に影響を及ぼし、また、日本の法律や政策に基づく経済活動と私たちの個々人の生活活動が、他国の気温に影響を及ぼし、他国の温暖化の促進状況を左右し、それらの国々の人々の暮らし(健康・経済活動・平和)に影響を及ぼしている事実・現実がある。このような因果関係に基づくメカニズムによって「地球温暖化」を来している。

この事実・現実、メカニズムを前提に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が1994年に公布された。その前文は次のとおりである。

この条約の締約国は、

地球の気候の変動及びその悪影響が人類の共通の関心事であることを確認し、

人間活動が大気中の温室効果ガスの濃度を著しく増加させてきていること、その増加が自然の温室効果を増大させていること並びにこのことが、地表及び地球の大気を全体として追加的に温暖化することとなり、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすおそれがあることを憂慮し、

過去及び現在における世界全体の温室効果ガスの排出量の最大の部分を占めるのは先進国において排出されたものであること、開発途上国における一人当たりの排出量は依然として比較的少ないこと並びに世界全体の排出量において開発途上国における排出量が占める割合はこれらの国の社会的な及び開発のためのニーズに応じて増加していくことに留意し、

温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の陸上及び海洋の生態系における役割及び重要性を認識し、

気候変動の予測には、特に、その時期、規模及び地域的な特性に関して多くの不確実性があることに留意し、

気候変動が地球的規模の性格を有することから、すべての国が、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国の能力並びに各国の社会的及び経済的状况に応じ、できる限り広範な協力を行うこと及び効果的かつ適当な国際的対応に参加することが必要であることを確認し、

千九百七十二年六月十六日にストックホルムで採択された国際連合人間環境会議の宣言の関連規定を想起し、

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、その資源を自国の環境政策及び開発政策に従って開発する主権的権利を有すること並びに自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有することを想起し、

気候変動に対処するための国際協力における国家の主権の原則を再確認し、

諸国が環境に関する効果的な法令を制定すべきであること、環境基準、環境の管理に当たっての目標及び環境問題における優先度はこれらが適用される環境及び開発の状況を反映すべきであること、並びにある国の適用する基準が他の国(特に開発途上国)にとって不適當なものとなり、不当な経済的及び社会的損失をもたらすものとなるおそれがあることを認め、

....

海面の上昇が島及び沿岸地域(特に低地の沿岸地域)に及ぼし得る悪影響に関する千九百八十九年十二月二十二日の国際連合総会決議第二百六号(第四十四回会期)の規定及び砂漠化に対処するための行動計画の実施に関する千九百八十九年十二月十九日の国際連合総会決議第七



十二号(第四十四回会期)の関連規定を想起し、

更に、千九百八十五年のオゾン層の保護のためのウィーン条約並びに千九百九十年六月二十九日に調整され及び改正された千九百八十七年のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「モントリオール議定書」という)を想起し、

千九百九十年十一月七日に採択された第二回世界気候会議の閣僚昼言に留意し、

多くの国が気候変動に関して有益な分析を行っていること並びに際連合の諸機関(特に、世界気象機関、国際連合環境計画)その他の国際機関及び政府間機関が科学的研究の成果の交換及び研究の整について重要な貢献を行っていることを意識し、

気候変動を理解し及びこれに対処するために必要な措置は、関連する科学、技術及び経済の分野における考察に基礎を置き、かつ、これらの分野において新たに得られた知見に照らして絶えず再評価される場合には、環境上、社会上及び経済上最も効果的なものになることを認め、

気候変動に対処するための種々の措置は、それ自体経済的に正当し得ること及びその他の環境問題の解決に役立ち得ることを認め、

先進国が、明確な優先順位に基づき、すべての温室効果ガスを考慮に入れ、かつ、それらのガスがそれぞれ温室効果の増大に対して与える相対的な影響を十分に勘案した包括的な対応戦略(地球的、国家的及び合意がある場合には地域的な規模のもの)に向けた第一歩として、直ちに柔軟に行動することが必要であることを認め、

更に、標高の低い島しょ国その他の島しょ国、低地の沿岸地域、乾燥地域若しくは半乾燥地域又は洪水、干ばつ若しくは砂漠化のおそれのある地域を有する国及び弱い山岳の生態系を有する開発途上国は、特に気候変動の悪影響を受けやすいことを認め、

経済が化石燃料の生産、使用及び輸出に特に依存している国(特に開発途上国)について、温室効果ガスの排出抑制に関してとられる措置の結果特別な困難が生ずることを認め、

持続的な経済成長の達成及び貧困の撲滅という開発途上国の正当かつ優先的な要請を十分に考慮し、気候変動への対応については、社会及び経済の開発に対する悪影響を回避するため、これらの開発との間で総合的な調整が図られるべきであることを確認し、

すべての国(特に開発途上国)が社会及び経済の持続可能な開発の達成のための資源の取得の機会を必要としていること、並びに開発途上国がそのような開発の達成という目標に向かって前進するため、一層高いエネルギー効率の達成及び温室効果ガスの排出の一般的な抑制の可能性(特に、新たな技術が経済的にも社会的にも有利な条件で利用されることによるそのような

可能性)をも考慮に入れつつ、そのエネルギー消費を増加させる必要があることを認め、

現在及び将来の世代のために気候系を保護することを決意して、次のとおり協定した。(環境省のホームページより)

なお、第一条(定義)で、「『気候変動の悪影響』とは、気候変動に起因する自然環境又は生物相の変化であって、自然の及び管理された生態系の構成、回復力若しくは生産力、社会及び経済の機能又は人の健康及び福祉に対し著しく有害な影響を及ぼすものをいう。」と「気候変動の悪影響」を定義している。

このように、各国の法律に基づく経済活動や個々人の生活活動を要因とする二酸化炭素の排出が「気候変動」の「悪影響」を及ぼし、「人の健康及び福祉に対し著しく有害な影響を及ぼす」ことを前提に国際条約が定めている。

つまり、「平均地上気温」の上昇と各国の法律に基づく経済活動や個々人の生活活動とが、完全に不可分の関係にあり、分離できない相互依存関係・構造的メカニズム(以下これを「温暖化メカニズム」という。)があることを認識し、合意し、国際条約を定めているのである。

#### ④「戦争法」は、温暖化メカニズムと同様に国境を越え、人々に「悪影響」を及ぼす

各国の法律に基づく経済活動や個々人の生活活動を要因とする二酸化炭素の排出が「気候変動」の「悪影響」を及ぼすというメカニズムは、「戦争・紛争」の場合でも当てはまる。

本件「戦争法」は、「何らかの戦争の開始(武力行使)」を認める法律である。したがって、本件「戦争法」は、「戦争・紛争」の問題である。

つまり、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動は、温暖化メカニズムと同じくその影響は、紛争地域や国境をも越え、人々の日常の暮らしに「温暖化」における「平均地上気温」の上昇という結果を招くように、「平和的生存権侵害」という「悪影響」を及ぼす。「悪影響」の一つが、「戦争・紛争」による死亡である。先の第二次世界大戦の戦死者は、7千万人から8千5百万人という膨大な数の人々が命を失った。本件「戦争法」を要因として、どのような「悪影響」を引き起こすのかの詳細は、原告準備書面である述べてきた。その一つの原告準備書面(27)から要旨を述べておく。

被告らの本件「戦争法」の立法・施行とこれに基づく自衛隊活動(=攻撃隊活動)は、次のように「㉞本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」→「㉟本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」→「㊱本件『戦争法』に

よる日本(人)への反撃」→「㊦本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」させるという公式となる。

この公式は、私たちが、具体的な「戦争・紛争＝戦闘・武力攻撃」の被害者となるとの観点である。しかし、私たち原告らが重要視して訴えているのは、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動を行う現地における加害行為である。つまり、日本が加害国になり、私たちが加害者となることである。現実的には、この点がより重大であり深刻である。しかし、被告国の①主張との関係から、㊦→㊩→㊨→㊧による日本列島の日常生活の危険の増大という影響(悪影響)に焦点を当ててその概要を述べる。

### 本件「戦争法」がもたらす軍事的緊張と被害の拡散

本件「戦争法」が、世界の軍事的緊張と被害を拡散する道筋の概要を述べる。

㊦ 本件「戦争法」は、日本が直接攻撃もされていないにもかかわらず自衛隊の出動が可能である。この自衛隊活動は、紛争の根源的な原因をなくすという選択肢を取らず、つまり、平和的手段を選択せず、軍事力による紛争の解決(軍事力という暴力的装置の力による解決)を選択し、しかも、専守防衛(自衛目的)ではなく、米軍などと一体となる攻撃活動となる。つまり、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動は、平和的手段による紛争を解決することを目指すものではなく、軍事的(暴力的)手段による紛争の解決という採用であり、米国による他国攻撃に自衛隊が参加することである。つまり、本件「戦争法」の実体は、「米国による他国攻撃に参加する」法律であり、専守防衛(自衛目的)ではなく、「自衛」隊から「攻撃」隊への質的転換である。以下これを「㊦本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」という。

㊩ 本件「戦争法」に基づく自衛隊活動(＝攻撃隊活動)は、紛争の根源的な原因をなくすという選択肢を取らずに軍事力を背景にした紛争の解決方法であるから、その現地においては、軍事的緊張が高まる。つまり、出動先の現地住民(子ども・女性・老人・男性など)の日常生活上の軍事的な緊張を高め、人権の基礎である「人格権(個人の尊厳)」と基本的人権の基礎をなす「平和的生存権」を脅かし、場合によっては加害行為(攻撃)を引き起こし、被害を受けた側の怒り・悲しみを引き起こし、敵愾心を高める。以下これを「㊩本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」という。

㊨ 本件「戦争法」を起因する自衛隊(＝攻撃隊)活動により引き起こされた敵愾心は、当然ながら反撃や復讐の暴力となって当事国日本(人)に向かう。これを「テロ」と呼ばれることが多いが、その起因を柵に挙げた呼び名である。以

下これを「㊦本件『戦争法』による日本(人)への反撃」という。

㊥ 本件「戦争法」を起因とする日本(人)への反撃は、日本列島をも紛争地域に変え、日常の暮らしの基本的人権の基礎をなす「平和的生存権」を脅かす。以下これを「㊥本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」という。

原告準備書面(24)で飯島滋明(名古屋学院大学教授・憲法学・平和学)による「意見書(安保法制の憲法適合性について)」を援用し、「(4)一般市民がテロに遭う危険性」を述べたが、再度それを引用し、上記原告らの㊦㊥の主張及び立証とする。

#### **(4)一般市民がテロに遭う危険性**

私は『週刊女性』2014年9月2日号で、日本が海外でアメリカなどと共同で武力行使をすることにより、「[日本への]敵愾心が高まり日本もテロの標的になるかもしれない」と指摘した。元パイロットの山口宏弥氏も「安倍政権が集団的自衛権の行使容認で、他国の防衛のために自衛隊が米軍とともに戦争をする事態になれば、自衛隊員だけではなく、殺し殺される関係は間違いなく戦場以外に拡がる。そうなれば、“日の丸”をつけて海外を飛ぶ日航機や全日空がテロの標的にされる危険性は極度に高まる。「集団的自衛権の行使は、国民の生命と財産を守るため」などというのは国民を欺く言葉だ。世界最大の航空会社であったパンナムがアメリカの侵略戦争の犠牲となった歴史を見れば明らかである」と主張する(山口宏弥『安全な翼を求めて』(新日本出版社、2016年)177頁)。アメリカ最大の航空会社であったパンアメリカン航空(パンナム)は「世界最大の航空会社であったアメリカの象徴であったために格好の[テロの]標的とされた」。そして1982年8月、86年9月、88年12月と、「短期間での連続するテロ事件で、パンナムはテロの標的になっているというイメージが作られてしまった。その結果、パンナムの利用者数は激減、加えて遺族への保証金の支払いなど、航空会社として致命的な打撃を受けてしまった」(山口宏弥前掲書175-176頁)。

2015年9月、安保法制成立直前にアフガニスタンの首都カブールにいた清末愛砂室蘭工業大学准教授(憲法学・家族法)は、RAWA(アフガニスタン女性革命協会)のメンバーから「日本で安全保障関連法案(戦争法案)が可決されたら、日本の民衆はより危険にさらされることになるであろう。日本の民衆は海外渡航もできなくなる。なぜなら、世界の民衆、アフガン民衆は日本の民衆を敵であると考えているからだ」と言われたという(飯島滋明、清末愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る! 自衛隊員・NGOからの発言』(現代入文社、2016年)112-113頁)。

実際にもアメリカと一緒にイラク戦争に参加したスペインでは2004年3月

11日、マドリッドで列車が爆破されるテロ事件があり、191人の死者、2000人を越える負傷者が出た。イギリスでも2005年7月7日、ロンドンで地下鉄などが爆破されるテロ事件がおき、56人の死者が出ている。フランスでも2015年11月13日、パリで同時多発テロ事件がおき、130人を越える死者が出ている。

イラク戦争でアメリカを支持した日本に対しても、ウサマ・ビン・ラディンは2003年10月、「日本へ報復する」との声明を出した。2003年11月、日本人外交官2人がイラクで武装勢力に殺害された。2013年1月にアルジェリアで起きたテロ事件での死者40人のうちには10名の日本人も含まれていた。

海外での武力行使に日本の自衛隊が関与することで、すでに日本人もテロの攻撃対象となる危険性が高まっている。「安保法制」に基づいて自衛隊がアメリカと一緒に海外での武力行使をするようになれば、日本の市民および日本がテロの対象とされる危険性がますます高まるであろう。

「戦争法」の適用としての米軍の補給艦に対する自衛艦による武器等防護の発動は、朝鮮民主共和国(以下「北朝鮮」という。)の自国の防衛のためにミサイル発射や核実験の誘発を高め、朝鮮半島の軍事的緊張関係を極度に高めた。これは、日本が明確にアメリカに加担し、北朝鮮に対する軍事的敵対当事者となり、日米軍が仮に北朝鮮を攻撃すれば、「㉞本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)」→「㉟本件『戦争法』による攻撃当事国日本(人)に対する敵愾心涵養」→「㊱本件『戦争法』による日本(人)への反撃」→「㊲本件『戦争法』による日本列島の日常生活の危険の増大」との道をたどることになる。

東京裁判の原告準備書面(7)の「第3 『人格権は国賠法上保護される権利ないし法的利益とは言えない』という被告の主張は、『人格権』に関する不当な理解に基づくこと」(33～37頁)を援用し、温暖化メカニズムと同様に、「戦争・紛争」が、つまり、本件「戦争法」が、世界の軍事的緊張を高め、その悪影響は日本に及ぶこと、つまり、㉞→㉟→㊱→㊲による日本列島の日常生活の危険の増大という影響を明らかにする。

2017年4月29日早朝、北朝鮮のミサイル発射情報があり、日本国内の一部の交通機関が安全確認のために一時運行を見合わせた。東京メトロ内では「北朝鮮が弾道ミサイルを発射しました」との構内アナウンスが流れ、運転を見合わせた。こうした状況のため、「いつどこに何か落ちてくるか・・・と恐怖感を口にした市民がいる」と報じられている(東京新聞 2017年4月30日付)。「弾道ミサイル が発射され」との車内アナウンスが流れる状況。こうしたアナウンスののち、停車した列車の中に留め置かれた市民。この市民たちの気持ちを前提としても、「結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者となれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないか

という漠然とした不安感を抱いたという域を出るものではなく、かかる内容をもって具体的権利性が認められると解する余地はない」等と切り捨てるのであれば、現実の脅威を不当に軽視するものと言わざるを得ない。基地周辺への攻撃の脅威という事態は4月29日だけではない。2001年9月に発生した、アメリカでの同時多発テロ事件以降、沖縄への観光客が激減した。在日米軍基地が過剰なほどに存在する沖縄でもテロの危険性があることを多くの日本の市民も感じたから生じた現象に他ならない。2017年4月12日、沖縄の嘉手納基地では北朝鮮の攻撃を受けたとの想定での軍事訓練を実施し(琉球新報2017年4月16日付)、朝鮮半島における軍事的緊張を米軍は生み出している。

このように、日本が戦争に加担したと見なされれば、基地周辺や大都市などへの攻撃の危険性が生じることは軍事的な常識であり、「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない・・・主観的な感情」などと発言すること自体、軍事の現実から目を閉ざす主張と言わざるを得ない。

現に、「2017年5月2日付の北朝鮮の朝鮮労働党機関紙『労働新聞』は、4月下旬に行われた日本の海上自衛隊の護衛艦と米原子力空母『カール・ビンソン』の共同訓練を批判し、『朝鮮半島で核戦争が起こる場合、最も大きな被害を受けるのは日本だ』と警告した。1日には海自の護衛艦が安全保障関連法に基づいて初めて、『来艦防護』の任務に就いており、日本の連携強化をけん制する狙いがあるとみられる。同紙は、日本が『米軍の兵站基地、発進基地、出撃基地になっている』とし、『日本が真っ先に(核の)放射能の雲で覆われる』と強調した」と報道された(読売新聞 2017年5月3日付)。

ここで指摘された「米艦防護」とは、2017年5月1日に、米軍の要請に応じて、自衛隊法95条の2に基づいて、海上自衛隊のヘリコプター搭載型の護衛艦「いずも」を米軍の補給艦防護のためのいわゆる「米艦防護」任務を命じたものである。同条は、2015年9月に強行的に採決された「戦争法」に含まれるものであるが、2016年11月のいわゆる改正PKO法に基づく自衛隊の「駆け付け警護」任務を含む「南スーダン」派遣に続く二例目の新安保法法制の執行である。

新安保法法制が成立したことで、基地周辺の住民や大都市の住民、原発周辺の住民が攻撃の恐怖にさらされるというのは漠然たる不安などという簡単な言葉で片づけられて良いものではないのである。

新安保法法制の成立により、生命や健康の危険を脅かされる危険性が増すのは基地周辺の住民や大都市の住民だけではない。実際に戦場に行かされる自衛官にとっては、まさに戦争の恐怖、「殺し殺される」という恐怖にさらされる状況に置かれる。たとえば元航空自衛官の水上学氏は、「安保法制の最大の被害を被るのは現場の自衛官です。殺し殺されることになる。そういう姿を家族にも見せたくない。無論、遺体となって帰りたくない」と述べてい

る(飯島滋明、清朱愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』(現代入文社、2016年)20頁)。元陸上自衛官の朱延隆成氏も、「安倍首相、隊員の命はあなた方のオモチャではありません。犠牲になる自衛隊員の流す血、そして家族の涙に対し、あなた方はどう責任をとれるのですか？」(飯島滋明、清朱愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』(現代入文社、2016年)30頁)と述べている。

2016年11月、安倍内閣は「駆け付け警護」、「宿営地の共同防護」などの新任務を付与して南スーダンに自衛隊を派兵することを命じたが、派遣命令を受けた陸上自衛隊第9師団がある青森では、激励された若い自衛官が「手足を失うことがないよう、半年後、必ず無事に帰ってきます」と発言したという。「戦闘で狙われるのは防弾ベストで守れない手足。被弾してすぐ止血し生命は助かっても、手足は瞬時に破壊される——。その不安が先の言葉になったのです」という(しんぶん赤旗日曜版編集部『元自衛官が本気で反対する理由 安保法反対20人の声』(新日本出版社、2017年)84頁)。

以上のように、安倍内閣が成立させた新安保法法制を根拠に、日本の安全に関係のない戦争に自衛官が派遣され、生命を失う、あるいは手足を失うなどの危機感を抱かざるを得ない状況に置かれている。こうした危機感を、「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない・・・主観的な感情」などと片付けることが被告国の対応として適切なのだろうか。

さらに新安保法法制が成立したことで、海外にいる日本人も生命が危険にさらされる危険性が生じる。2015年9月、「戦争法」成立直前にアフガニスタンの首都カブールにいた清朱愛砂室蘭工業大学准教授(憲法学・家族法)は、RAWA(アフガニスタン女性革命協会)のメンバーから「日本で安全保障関連法案(戦争法案)が可決されたら、日本の民衆はより危険にさらされることになるであろう。日本の民衆は海外渡航もできなくなる。なぜなら、世界の民衆、アフガン民衆は日本の民衆を敵であると考えているからだ」と言われたという(飯島滋明、清朱愛砂、榎澤幸広、佐伯奈津子『安保法制を語る！ 自衛隊員・NGOからの発言』(現代入文社、2016年)112-113頁)。

実際、アメリカと一緒にイラク戦争に参加したスペインでは2004年3月11日、マドリッドで列車が爆破されるテロ事件が起こり、191名の死者、2000名を越える負傷者が出た。イギリスでも2005年7月7日、ロンドンで地下鉄などが爆破されるテロ事件が起き、56名の死者が出た。フランスでも2015年11月13日、パリで同時多発テロ事件が起き、130名を越える死者が出た。イラク戦争でアメリカを支持した日本も他人事ではなかった。2003年10月、ウサマ・ビン・ラディンは「日本へ報復する」との声明を出した。2003年11月、日本人外交官2人がイラクで武装勢力に殺害された。2013年1月にアルジェリアで起きたテロ事件での死者40名のうち、10名は日本人であった。

新安保法法制に基づいて自衛隊がアメリカと一緒に海外での武力行使をするようになれば、日本の市民および日本がテロの対象とされる危険性がますます高まるという危機感は、今まで実際に生じたテロ行為を前提とすれば、決して「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない・・・主観的な感情」などではない。

さらに言えば、海外にいるNGO関係者も生命や安全が危険にさらされる。安倍首相は「2014年7月1日閣議決定」後の記者会見などでパネルを使い、「駆け付け警護」の必要性を例に挙げ、新安保法制定の必要性を力説した。ところが現場で国際協力に携わるNGO関係者は、「駆け付け警護」が実施されれば、かえって自分たちが危険になると批判した。アフガニスタンで30年以上も支援活動を行ってきた中村哲医師は『（現状では）海外で活動するボランティアが襲われても、自衛隊は彼らを救うことはできない』と言ったそうですが、全く逆です。命を守るところか、かえって危険です。私は逃げます』と述べている（西日本新聞2014年5月で16日付）。

国内の74のNGO、職員ら547人が賛同しているNGO非戦ネットは2015年9月19日に「安全保障関連法採決に対する抗議声明」を出した。この抗議声明で「NGOに対し、『駆け付け警護』と称して武器を使用し武装勢力と交戦する事態となれば、NGOの中立性までが疑われ、取り返しのつかない犠牲を生み出す」、「安保関連法案は平和国家としての日本のイメージを一変させ、紛争に対する中立国としての『日本ブランド』はもはや通用しなくなります。こうしたなか、NGOの活動環境は著しく危険なものに変わるの明らかであり、NGO職員や現地協力者が紛争当事者から攻撃され、『テロ』の標的となる危険性は格段に高まります」と指摘している。

以上のように、新安保法法制の成立により、基地周辺や大都市、原発周辺の住民、自衛官、海外にいる日本人、NGO関係者などの生命や安全が危険にさらされる。こうした状況はまさに「人格権」の侵害と言わざるを得ない。

以上のことから明らかなように、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動は、温暖化メカニズムと同様の因果関係により、私たち個々人の日常の平和な暮らし（平和的生存権）に直結し、悪影響を及ぼす。したがって、本件「戦争法」が仮に①主張の「原告らに対して具体的に適用されておらず、適用される具体的状況にない」とした場合においても、「原告らの具体的な権利又は法的地位に対する現実的な危険や不安が存しない」ということにはならない。したがって、「当該訴えは、即時確定の利益にも欠ける」との被告国の主張は失当である。

#### ⑤本件「戦争法」が、世界や原告らにもたらす「平和的生存権」の悪影響



「平和学の父」と呼ばれるヨハン・ガルトウング(注1)は、『日本人のための平和論』(2017年 ダイヤモンド社)で、本件「戦争法」は「あと戻りできない危険な道」へと至ると次のように述べている。

注1 Johan Galtung 社会学者。紛争調停人。多くの国際紛争の現場(国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)、国連児童基金(ユニセフ)、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、欧州連合(EU)、経済協力開発機構(OECD)で多くの機関の委員やアドバイザーとして重要な役割を果たす。諸学を総合した平和研究を推進。「積極的平和」「構造的暴力」の概念の提唱者。大学等の教育機関では多くの学生を指導。日本では国際基督教大学、中央大学、創価大学、立命館大学で教鞭を執る。ライト・ライブリフッド賞(“もうひとつのノーベル賞”受賞)。

### あと戻りできない危険な道

いま多くの日本人が、世界中がきな臭くなっていることを感じている。そして、米国に守ってもらわなければ日本の安全は守れないのではないか、そのためには集団的自衛権を行使して米国に協力しなければならないのではないか、日本はテロとの戦いに参加する道義的義務があるのではないか、と思っているように見受けられる。

しかし、私に言わせれば、集団的自衛権は日本を守るどころか、日本の安全を脅かすものでしかない。それは日本をより危険な状況に陥れる。

米軍による最近のアフガニスタンやイラクへの軍事介入のことを考えてほしい。いずれも不可逆的な行為であり、もとに戻す方法は存在しない。殺された側の怒りや悲しみは、必ず反撃や復讐の暴力となって米国とその同盟国に襲いかかる。それは無視することも、避けることも、退けることもできない。それがいま欧米の各地を襲っているテロの本質である。

さいわい、日本はまだあからさまな憎悪や復讐の対象にはなっておらず、日本国内ではそのようなテロは起こっていない。イスラムの人々は、日本は過去、米国と軍事行動をともにしたことがないことを知っており、それが日本に幸いしていると考えて間違いない。しかし今後、米国に付き従っていく現在の姿勢が続くなら、米国が世界で行っている間違った行動のツケが日本にも回ってくる。

そうなったとき、これほど狭くなった世界では、だれの手も届かない場所に身を隠すことはできない。IS(イスラム国)のことだけを言っているのではない。仮に彼らを明日壊滅できたとしても、その空隙を埋める別の勢力がすぐに生まれる。そうした過激思想に駆られた戦闘員は、世界中どこからでも姿を現すだろう。それを防ぐことはだれにもできない。

日本の自衛隊員が、米軍と協力して、どこか遠くのイスラムの地で戦うことが、なぜ日本の自衛につながるのか。どんなに想像をたくましくしても、私にはその理屈がわからない。

一見正当な「要請」を受けたように見えることであっても、日本の兵士が日

本から遠く離れた地で米兵とともに戦うことが、なぜ日本を守ることにつながるのか。

本章冒頭で述べた行為の「可逆性」という基準に照らしても、「集団的自衛権」の行使は、日本をあと戻りできない地点へ運んでしまうという点で、適切な選択肢ではない。日本人にとってはこの点を理解することが最も大切だと思う。

### 「集団的自衛権」の本質

「集団的自衛権」が何であるかは、そのネーミングに端的に表れている。ただし裏返しにして。

まず、集団的自衛権のなかに「集団」という側面はどこにもない。そこには米国がいるだけである。「集団」という言葉は対等な関係という印象を与えるが、実際には大きな兄と小さな弟の関係である。

そして集団的自衛権は「自衛」でもない。「自衛」というならば、守る対象は日本である。私が定義する日本は、主要4島、多数の小さな島々、そして岩礁からなる日本列島である。どう考えてもイラクやアフガニスタンが「自衛」すべき日本の一部であるはずがない。これは世界に出て行って米軍と協力して戦うという約束であって、いかなる定義に照らしても、日本の自衛と見なすことはできない。米国の過去の行動記録に照らせば「攻撃」と言うほうが適切であろう。「防衛」とは、他者からの武力侵略から身を守ることである。当たり前すぎる言葉の定義だが、これは忘れてはならない議論の出発点である。

つまり日本政府が言う「集団的自衛権」は、全くのナンセンスであり、プロパガンダである。それは事実上の軍事同盟であり、正直な言葉に直すなら「米国による他国攻撃に参加する権利」である。日本は本当に、世界でも——世界史的に見ても——もっとも好戦的な米国の軍隊と手を携えて戦闘行為を行いたいと思っているのだろうか。(16－19頁)

水島朝穂(早稲田大学法学部教授)は、『平和の憲法政策論』(日本評論社)で、「平和研究、紛争研究の開拓者、また第一人者として知られている、J・ガルトゥングは、1971年段階で、「戦争の不在」(absence of war)を「消極的平和(negative peace)」として、『構造的暴力(structural violence)』のない状態を『積極的平和(positive peace)』として区別するシエーマを提示した。この定式化は、日本の平和的生存権の議論にも影響を及ぼしてきた。」「平和とは『紛争の非暴力的・創造的処理を可能にする状態(事態)』をいう。」と述べている。つまり、ガルトゥングが述べる「平和」とは、「平和的手段による平和」であるが、憲法前文の文言の「平和」も、このような平和である(詳細は、原告準備書面(17)の5－7頁)。

つまり、紛争の真の解決は、「軍事的手段による解決」ではなく「平和的手段による解決」でしか実現せず、「軍事的手段による解決」は、ガルトゥングが述べるよ

うに、紛争を拡大し、「殺された側の怒りや悲しみは、必ず反撃や復讐の暴力となって」当事国に襲いかかってくる。

「平和」という衣を羽織っていても「平和安全法制(「戦争法」)」の実態は、ガルトゥングが言い表しているように「米国による他国攻撃に参加する」ための法律である。これによって、原告準備書面で述べてきた国際社会の軍事的緊張を高め、自衛隊活動地で暮らす人々の日常の生活に混乱と危険や被害を拡散し、憎しみを生み出すだけであり、真の「平和」を遠ざける。

これは、本件「戦争法」の具体的な「手段選択」の正当性・相当性にかかわる問題であり、本件「戦争法」には、具体的な「手段選択」の正当性・相当性がないことを示し、このような「手段選択」であるがゆえに、温暖化メカニズムと同様の因果関係により、悪影響を世界や私たち原告に及ぼすのである。

ところが、被告国の「原告らの具体的な権利又は法的地位に対する現実的な危険や不安が存しないことは明らかであるから「当該訴えは、即時確定の利益にも欠ける」と①主張する。

このような主張は、本件「戦争法」が、「地球温暖化の基礎知識」が示した温暖化メカニズムと同様の因果関係により、その悪影響が世界や私たち原告に及ぶことを全く理解していない事実誤認、理由不備・齟齬を示している。

被告国の上記主張(原告らの具体的な権利又は法的地位に対する現実的な危険や不安が存しない)は、日本列島から離れ、完全に隔離された「孤島」に軍事組織の自衛隊基地(自衛隊員・兵器・武器)があること、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動に対して、敵対国ないし敵対する武装集団・個人のリアクションは、日本列島から離れ、完全に隔離された「孤島」に向けられということが前提になっているとしか思われぬ、虚構が前提になっている。

しかし、客観的事実は、私たちが暮らす日本列島上に自衛隊基地があり、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動に対する敵対国ないし敵対する武装集団・個人によるリアクションは、自衛隊基地・部隊に限定されないし、仮に自衛隊基地・部隊にだけに限定されたとしても、その被害・影響が、基地の中にだけに止まるという保障は全く存在しない。そもそも、そのリアクションの対象が、自衛隊基地などに止まらず、一般市民・住民が住む地域に向かう可能性があることは、現在の世界各地での紛争の現実が、それを示している。したがって、㊦→㊧→㊨→㊩による日本列島の日常生活上の危険の増大という影響が客観的に想定されるのである。

戦史・紛争研究家の山崎雅弘は、『沈黙の子どもたち 軍はなぜ 市民を大量殺害したか』(2019年発行 晶文社)の「はじめ」で、「二〇世紀のほぼ中頃に起きた第二次世界大戦は、軍人以外の被災者が軍人の死者よりも少なかった近代以前の戦争とは異なり、軍人よりも市民が直接的・間接的に標的となって命を失ったという面で、新時代の幕開けとも言える現代型の戦争であった。／この戦争

の死者数については、いくつかの概算が提示されているが、軍人と市民の割合は、前者が三割(二一〇〇万人から二六〇〇万人)に対し、後者が七割(四八〇〇万人から五九〇〇万人)であったと見られている。」と研究の結果を述べ、「この巨大な戦争のあと、新たな戦争のたびに市民の大量死が引き起こされることが常態化し、戦争と市民の犠牲が実質的に同義語として語られることも少なくない。」(3頁)と述べている。

このように、「戦争」は、近代以前の戦争とは異なり、軍人よりも一般市民が直接的・間接的に標的となって軍人の数よりも多くの命を失うという「現代型」の「戦争」に大きく変化し、それは、いまの「戦争」や「紛争」においても変わることはないことを研究を踏まえて述べている。このことから、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動も逃れられないのである。つまり、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動による影響は、自衛隊員に止まらず、私たち一般市民に及び、そちらの被害の方が多くなることを歴史の事実が示しているのである。

そのうえで、山崎は、「こうした悲劇の繰り返しピリオドを打つことは、可能なのか。」と問い、その原因を調査研究し、「戦時における軍の市民殺害には、肉食獣が人間を襲うような本能的行動とは異質な、当該の軍組織の構成員の間で共有された『合理性』が存在したからである。／一般に『合理的』という言葉は『良い意味』で使われる。ビジネスでの成功など、特定の目的を達成するための『無駄のない動き』や『理にかなった最善の方策』を指して、合理的な行動だと評される。だが、企業が数値的な生産効率の低い部署を廃止・統合して、人員削減を行い、収益性を上げようとする行動も『合理的』と評されることがある。・・・『合理的』という言葉や概念は、誰にとっても中立的な『良いこと』ではなく、特定の立場にいる者には不合理な形で犠牲を強いる場合があるという、関係における二面性に留意する必要がある。」と述べ、「これと同様に、戦時における軍隊は交戦中の敵国に『勝つこと』だけを自国の政府およびそれを支持する国民から求められている。その価値判断基準、つまり、『合理的』だけで考えるなら、敵国に勝つために行う軍事行動によって敵国の市民が大勢死のうと、そこに多くの子どもが含まれていようと、一人一人の軍人が考慮する必要はない。／つまり、戦争中に市民の大量殺害が各地で繰り返されたのは、戦争を遂行する軍またはそれに準じる組織が『目的を達成する上で必要』だと考える行動がそこに存在したためであり、市民の大量殺害も軍の視点から見た『合理性』の枠内に存在していたのである。」(5-7頁)と戦争や紛争の研究結果を踏まえて述べている。

つまり、本件「戦争法」の適用対象が自衛隊員だけであると仮定したとしても、この自衛隊活動により引き起こされる可能性がある敵国ないし敵対する集団からのリアクションは、先の山崎が歴史の事実(軍人の死者3に対して一般市民の死者7)が示す軍事的「合理性」から、軍事的行動は、一般市民に向けられる可能性の方が自衛隊員よりも高くなることを歴史の事実は示している。したがって、いく

ら被告国が①主張として、「原告らに対して具体的に適用されておらず」と弁解したところで、現実には、一般市民が、軍事的標的となり、殺害されるなどの被害を被る可能性が高いという事実は変わらない。

したがって、いくら被告国が、①主張したところで、客観的事実は、「原告らの具体的な権利又は法的地位に対する現実的な危険や不安が存しない」ということにはならない。

以上の理由から被告国の①主張は、真実を発見するための客観的歴史の事実と現実に対する事実誤認がある。つまり、被告国のそれは、架空ないし虚構の上に成り立っている。したがって、被告国の①主張は、現実から遊離し、客観的事実に基づかない事実誤認があり、被告らによる本件「戦争法」の立法行為等により、私たち一人一人をその影響を被る当事者となり、物理的・肉体的・身体的な被害と精神的苦痛を被る。したがって、被告国の①主張は、失当というほかない。

## ⑥戦争中の出来事に対する日本とドイツの「反省」の違いと軍人の「抗命権」

さらに山崎は、「戦争中の出来事に対する日本とドイツの『反省』の違い」を次のように述べている。

敗戦で第二次世界大戦期の政治体制(大日本帝国とナチス・ドイツ)を放棄した日本とドイツは、国際社会への復帰に伴い、自国が戦争中に行った非人道的行為についての反省を、さまざまな形で表明してきた。だが、具体的に何をどう反省し、同じような非人道的行為の発生を回避するためにどんな方策を講じているかを比較すれば、日本とドイツの間には大きな違いが存在していることがわかる。

例えば、ドイツの首都ベルリンの中心部には「殺害されたヨーロッパのユダヤ人の記念碑(通称ホロコースト記念碑)」や、かつてゲシュタポやSSの本部が置かれていた敷地を完全に更地にして建てられた、ナチス時代を批判的に検証する博物館(「テロのトポグラフィー」)など、ヒトラーとナチ党が権力を獲得した一九三三年から一九四五年までの時代を批判的・反省的に記憶に留めようとする施設がいくつもある。

ベルリンの郊外には、ドイツの行政機構がユダヤ人大量殺害の方針を確認した「ヴァンゼー会議」の舞台となった邸宅が、その歴史を批判的に説明する博物館として公開され、ベルリン北部のザクセンハウゼン強制収容所や、ミュンヘン郊外にあるダッハウ強制収容所などの国内の強制収容所の跡地も、そこでどんな非人道的行為が行われたかを写真入りで詳しく説明する記念館となり、内外の多くの学生たちも見学に訪れている。

ミュンヘン中心部のオデオン広場に面し、ナチス時代には殉国の軍人を

祀る聖地となっていた「フェルトヘルンハレ(将軍廟)」は、一九世紀に建てられた本来の構造物だけが残り、ナチス時代の戦争や軍人を肯定・賛美する追加の構造物はすべて取り除かれて、当時の政治思想は現代のドイツ社会における価値観から完全に切り離されている。

かつてヒトラーが重要な決定をいくつも下した、バイエルン南東部のベルヒテスガーデンに近い山荘は、土台部分のコンクリートを残して解体・撤去され、近くにはやはりナチス時代の非人道的行為を批判的・反省的に解説する博物館が建てられている。

つまり、現在のドイツは国を挙げて、第二次世界人戦期を含むナチス時代に自国が行った非人道的行為と正面から向き合い、なぜそのような蛮行が行われたのかという原因の探求を行い、二度とあのような事態を繰り返さないという決意を共有しているのである。

日本の一部には、戦後ドイツが紆余曲折を経ながら段階的に行ってきた、ナチス時代の思想や価値観との絶縁という努力を皮相的に捉えて、「彼らは罪を全てナチスに押し付けている」などと評する言説もあるが、実際に現地を見てまわれば理解できるように、現在のドイツ政府も国民も、決して「悪いのはナチス一味であって、ドイツ国民は無罪だ」というような責任逃れの態度はとっていない。

自分たちの両親や祖父母が生きた時代を単純に断罪するのではなく、国全体がいかにして針路を誤ったかの検証を、国民自身が当事者として考え、将来に対する責任という観点から、非人道的行為の再発防止に向けた試行錯誤を重ねているのである。

それに対し、日本の東京を見渡しても、第二次世界大戦期に日本軍が行った非人道的行為と正面から向き合い、なぜそのような蛮行が行われたのかという原因の探求や、将来に対する責任という観点からの批判的展示を行っている歴史博物館は見当たらない。

それどころか、戦争中は当時の国民教育の中心だった「教育勅語」とリンクする形で国民を戦争へと扇動し、戦後も当時の価値観を継承する宗教施設、つまり靖国神社が、日本軍の非人道的行為を批判的・反省的に捉える内容を一切排除した戦争博物館(遊就館)を敷地内に擁する形で、東京の中心部に今も存在し続けている。

その博物館では、大日本帝国時代の戦争や軍人を実質的に肯定・賛美する思想的な継承が、公然と行われている。南京やシンガポールでの日本軍人による市民殺害や、沖縄での日本軍人による自国市民の殺害など、大日本帝国時代の価値観の継承に不都合な事実は無視され、これらの出来事についての批判的・反省的な説明は館内に見当たらない。

言い換えれば、二度とあのような事態を繰り返さないという決意を、日本の政府と国民がドイツほどのレベルで共有しているとは言いがたい状況にある。

自国の軍が行った非人道的行為と正面から向き合う姿勢において、日本とドイツの間には、同じ敗戦国であるにもかかわらず、きわめて大きな違いが存在し、その差はますます開きつつある。

そうした違いは、現在のドイツと日本の軍(あるいはそれに準じる組織—自衛隊)における「命令」、つまり軍やそれに準じる組織内での上位者から下位者への「特定行動の強要」に対する認識の違いにも明確に表れている。

日本では今も、上位者の命令には絶対服従という、権威主義的な図式が社会のあらゆる分野に存在している。とりわけ自衛隊では、その図式は絶対的な権威として機能する。(262—265頁。下線原告ら、以下同じ。)

山崎は、この「上位者の命令には絶対服従という、権威主義」の内面化を次のように分析している。

強靱な権威主義が支配する組織では、命令が絶対的な効力を発揮すると共に、命令に従う者の行動を無制限に免責する。絶対的権威としての命令に従う形式をとる限り、南京虐殺やホロコーストのような非人道的行為に関する道義的判断は免除される。

これにより、被害者の人権や人命など一切尊重しなくても許されるという免罪符が、上位者の命令を忠実に実行する者に付与されるのである。

その結果、家に帰れば妻や子どもに優しい父親が、職務では上位者の命令に従って、小さな子どもとその母親を冷酷に殺害するような行動をとれるようになる。命令だから仕方がない、あるいは命令に忠実に従うことが自分の任務だという組織内の論理で、自らの行動が示す矛盾から目を逸らし、行動に伴う責任を免れたかのように認識する。

そして、命令という権威によって行動が無制限に免責される状況下では、それぞれの人間が内面に持つ攻撃性や暴力性が露わになる。相対的に弱い立場にいる者に対する暴力や蛮行も、自分が受けた命令と関連づければ、その命令を発した上位者や、命令を共有する集団全体へと責任を転嫁できる。

上位者の命令という絶対的権威は、それ自体が特定の行動に関する道義的判断を停止させる力を持つ。命令の遂行は、問答無用の形で、あるいは思考停止の状態下で、それを下した上位者が持つ評価基準にのみ従って行われる。命令を下す上位者の評価基準に、人権や人道の尊重という観点が含まれていなければ、その命令に従う人間も、それらの観点を一顧だにしない形で、冷徹に行動する。

つまり、上位者の命令という絶対的権威は、人間の理性や倫理の思考回路を麻痺させ、個々の人間が心の奥底に持つ野蛮さを日の当たる場所に引き出す力を持っているのである。(267—268頁)

以上のように山崎は、「戦争中の出来事に対する日本とドイツの『反省』の違い」が、現在のドイツと日本の軍(自衛隊)における「命令」、「軍」組織内での上位者から下位者への「特定行動の強要」に対する認識の違いに明確に表れ、「日本では今も、上位者の命令には絶対服従という、権威主義的な図式が社会のあらゆる分野に存在している。とりわけ自衛隊では、その図式は絶対的な権威として機能する」と述べている。

一方で、「現在のドイツ連邦軍では、『上官の命令』という、非人道的行為の直接的な原因となりうる『特定行動の強要』を絶対視せず、そこに『安全装置』を追加し」、「ドイツ連邦軍では市民の大量殺害のような『非人道的な命令』には下位者が従わないという権利や義務が、特定の条件下においては認められている」ドイツの状況を次のように述べている。

・・・現代のドイツ連邦軍(ブンデスヴェーア)は、第二次世界大戦期における国防軍(ヴェーアマハト)や親衛隊(シュツツシュタッフエル=SS)の「命令への絶対服従」がもたらした負の歴史への反省に基づき、上位者の命令を絶対的権威とは見なさない、つまり「無条件の絶対服従」を下位者に要求しない制度を用意している。

それが、ドイツの「軍人法」で認められた「抗命権」である。

一九五六年四月一日に制定された軍人法の第十一条一項では、ドイツ連邦軍の各軍人は「全力をもって完全に、忠実かつ遅滞なく上官の命令を実施しなければならない」と規定しているが、それを実施することが「自身および第三者の人間の尊厳を侵害する命令」や「国内法および国際刑法により犯罪となる命令」、そして「(ドイツ連邦軍としての)職務上の目的のために下されたものではない命令」である場合は、上位者の命令に「従わない」態度を選んでも、不服従の罪には問われないと明記されている。

逆に、一九五七年三月三十日に制定された「軍刑法」の第五条では、「軍人が命令に服従したことによって違法行為を犯した場合」や「違法行為であることを本人が理解した上でそのような命令に服従した場合」、当該の軍人は有罪になると定められている。

軍人法第十一条二項にも、「命令は、それによって犯罪が行われるであろう場合には、服従してはならない」との条文が記されている。(268-269頁)

先に触れたドイツ軍人法第十一条の「抗命権」については、実際に裁判でその権利が認められた事例が存在する。

二〇〇三年四月、ドイツ連邦軍のIT関連部署に所属していたフロリアン・プファフ少佐は、あるソフトウェアの開発を命じられた際、自分が違法な戦争(国連決議等に基づかない国際法違反の武力行使)と理解する米軍主体の



イラク戦争への間接的支援になるとの理由で、命令への服従を拒絶した。

これに対し、ドイツ連邦軍はプファフ少佐の命令違反を北部部隊服務裁判所で審理、同裁判所は二〇〇四年二月九日に「職務違反行為」で有罪と見なし、階級を大尉へと一段階降格する判決を下した。

しかし、プファフはこれを不服とし、二〇〇四年三月十五日に連邦行政裁判所へ上訴。ライプツィヒの連邦行政裁判所第二軍務法廷は、二〇〇五年六月二十一日にプファフの主張を認めて「職務違反行為」を理由とする降格処分を取り消し、命令への服従を拒絶した彼の行いを合法的行為と認定した。

検察官はこの判決を受け入れ、プファフ少佐の行動は、ドイツ軍人法第十一条の「抗命権」が決して「絵に描いた餅」ではないことを、内外に知らしめる結果となった。(270-271頁)

ドイツ軍人法や、憲法に相当するドイツ連邦共和国基本法(一九四九年五月二十三日成立)には、軍人の権利を保障することを明記した条項がある。現在のドイツでは、軍人もまた「制服を着た市民」であり、かつてのドイツ国防軍やSSのような「個人としての意志や権利を持たない軍隊組織の歯車の一つ」とは見なされていない。

ドイツ基本法の第一条は「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ保護することは、全ての国家権力の義務である」と謳っている。また、軍人法第六条には「兵士は、全ての他の市民と同等の権利を有する」と記されている。

軍人の持つ権利とは、非人道的な命令や、客観的に見て理不尽な命令、良心に反する命令には服従しないという権利も含まれる。(279頁)

このドイツは、ナチス時代の反省に基づき、上記のような「抵命権」を軍人さえも有するのに対して、日本は、どうであろうか。山崎は日本の自衛隊のそれを次のように述べている。

自衛隊法には、服務規定をはじめ、隊員の義務に関する条項は大量に列挙されるが、隊員の権利に関する条文は存在せず、当然ながら「権利を侵害された場合の救済」に関する規定もない。そこでは、上官の命令は常に正当なものであるという、実際には「仮定」でしかない前提が、疑問を差し挟む余地のない権威として絶対視されている。

最高指揮官である総理大臣や、組織内の各階層で指揮をとる上位者が、かつての日本軍と同じように、非人道的な命令や、人間の尊厳を侵害する命令を下すかもしれないという可能性は、自衛隊においてはまったく想定されていない。自衛隊法は、上位者は常に無謬であり、間違った命令を部下

に下すことはないという、かつての日本軍と同様の「上位者無謬神話」に基づいて策定されている。

言い換えれば、現在の自衛隊は、上位者の命令には絶対服従という盲目的な「命令至上主義」からの脱却を図るスタート地点にすら、いまだ立っていないのである。

上位者の命令に対する盲目的な服従は、人間から理性や良心、罪悪感を奪い取る心理的効果を生み出す。これは、軍事組織に限らず、他の官僚組織においても同様であり、国民全体の奉仕者である国家公務員は、上位者からの命令が違法行為や人間の尊厳を侵害する内容であるなら、それに服従しないという選択肢を自覚的に持たなくてはならない。

民間企業やその他の社会集団でも、社長や上司、チーム監督などの組織内の上位者が下す命令が、各種の法律や良心に反するものである場合には、独立した個人としてそれに従わないという選択肢を、下位者が常に自覚的に持ち続ける必要がある。

もし、理不尽な命令には服従しないという選択肢を自覚的に持たないなら、例えばホロコーストと同じような出来事が、今後も発生する可能性が残る。「自分は上位者の命令に従っただけだから責任はない」と弁明する、アイヒマンやヘースのような人間が、これからも平然と、非人道的行為や倫理規定から逸脱した行為を繰り返す可能性も否定できない。

われわれは結局、大勢の子どもが犠牲となったあの戦争から、何を学び取ったのか。

軍による市民の大量殺害という、理不尽な出来事を将来において繰り返さないために、社会として何を考え、何をすべきなのか。その努力でベストを尽くしているか。

命と未来を戦争に奪われた大勢の子どもたちは、今もそれをわれわれに問うている。(279-281頁)

以上のように山崎は、「戦争中の出来事に対する日本とドイツの『反省』の違い」を述べ、このことが、現在のドイツと日本の軍(自衛隊)における「命令」、「軍」組織内での上位者から下位者への「特定行動の強要」に対する認識の違いに明確に表れ、「現在のドイツ連邦軍では、『上官の命令』という、非人道的行為の直接的な原因となりうる『特定行動の強要』を絶対視せず、そこに『安全装置』を追加し」「ドイツ連邦軍では市民の大量殺害のような『非人道的な命令』には下位者が従わないという権利や義務か、特定の条件下においては認められ」、「ドイツ軍人法第十一条の「抗命権」については、実際に裁判でその権利が認められた事例が存在する」が、一方で日本の「自衛隊では、その図式は絶対的な権威として機能」し、「自衛隊法には、服務規定をはじめ、隊員の義務に関する条項は大量に列挙されるが、隊員の権利に関する条文は存在せず、当然ながら『権利を侵害

された場合の救済』に関する規定もない」とし、「現在の自衛隊は、上位者の命令には絶対服従という盲目的な『命令至上主義』からの脱却を図るスタート地点にすら、いまだ立てていない」と述べる。

しかし、「上位者の命令に対する盲目的な服従は、人間から理性や良心、罪悪感を奪い取る心理的効果を生み出す。これは、軍事組織に限らず、他の官僚組織においても同様であり、国民全体の奉仕者である国家公務員は、上位者からの命令が違法行為や人間の尊厳を侵害する内容であるなら、それに服従しないという選択肢を自覚的に持たなくてはならない」と述べ、「もし、理不尽な命令には服従しないという選択肢を自覚的に持たないなら、例えばホロコーストと同じような出来事が、今後も発生する可能性が残る」。「『自分は上位者の命令に従っただけだから責任はない』と弁明する、アイヒマンやヘースのような人間が、これからも平然と、非人道的行為や倫理規定から逸脱した行為を繰り返す可能性も否定できない。／われわれは結局、大勢の子どもが犠牲となったあの戦争から、何を学び取ったのか。／軍による市民の大量殺害という、理不尽な出来事を将来において繰り返さないために、社会として何を考え、何をすべきなのか。その努力でベストを尽くしているか。／命と未来を戦争に奪われた大勢の子どもたちは、今もそれをわれわれに問うている。」と結んでいる。

これは、私たちに対する問いであり、本件訴訟における国指定代理人に対する問いでもある。たとえば、被告国の指定代理人ら(法務省職員、内閣府職員、防衛省職員)は、法務大臣の命(上位者の命令)を受け、本件訴訟行為における指定代理人の職務行為を行っているが、その行為の妥当性を連邦行政裁判所第二軍務法廷の判決の基本法と軍人法の条文に基づく下記の7項目に当てはめると下記の全ての項目に抵触すると思料する。

- ㉞その実施が自身および第三者の人間の尊厳を侵害する命令
- ㉟ドイツ連邦軍の職務上の目的のために下されたものではない命令
- ㊱その実施が国内法および国際刑法により犯罪となる命令
- ㊲客観的に遂行不可能な命令や、内容に矛盾のある命令、状況の根本的変更により無意味となった命令
- ㊳諸国民の平和的共存を阻害し、侵略戦争を準備することに加担する命令
- ㊴その実施が、国際法上の武力禁止や国際人遵法の原則などの国際法の一般規則に違反する命令
- ㊵一定の条件のもとに、上官か部下の良心の自由を侵害するような命令

しかも、日本国憲法15条2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」とある。したがって、被告国の指定代理人であると共に、国家公務員として被告国の指定代理人の立場は、少なくとも❶主張は、上記に抵触し、上位者の命令であっても、それに従ってはならないことを意味する。それ

は、法務省訟務局のホームページの次の「訟務局における職務内容」の説明からも明らかである([http://www.moj.go.jp/keiji1/kenji\\_m09](http://www.moj.go.jp/keiji1/kenji_m09))。

----- ここから



法務省訟務局付(筆者は右端)

#### 経歴

平成 14 年に任官後、東京、大阪、秋田、長野、千葉、名古屋の各地方検察庁で勤務。

その他、法務省訟務局で勤務。

#### 訟務局における職務内容

**「勝つべき事件は正しく勝ち、負けるべき事件は正しく負ける。」**

国が当事者となる行政訴訟、国家賠償請求訴訟等において、国の訴訟代理人を務めるのが訟務検事です。全国の裁判所に対応し、訟務局及び全国の法務局に、私のような検察官のほか、裁判官、弁護士出身の法曹が訟務検事として在籍しています。訟務検事は、訴訟での的確な主張立証のため、行政庁の担当者から事実関係や行政実務の実情等につき十分に聞き取り、膝をつき合わせて打ち合わせ、準備書面の起案や証人尋問の準備等を行って訴訟に臨みます。

行政施策を正しく実現するには、訴訟において、裁判所にその施策等の法適合性を正確に理解してもらう必要がありますし、仮に誤った施策によって国民の権利、利益が侵害されていたのであれば、直ちに是正しなければならず、その見極めも重要です。冒頭の「勝つべき事件は正しく勝ち、負けるべき事件は正しく負ける。」というのは、昔ながらの訟務のモットーです。

----- ここまで。

また、島崎伸夫(法務省 東京法務局訟務部 部付)は、『アトニーズマガジン』(2011年1月号 Vol. 19)で次のように述べていることから明白である。

[https://legal-agent.jp/attorneys/pioneer/pioneer\\_vol19](https://legal-agent.jp/attorneys/pioneer/pioneer_vol19)

国の代理人というと、国を勝たせるために英知を結集している、国を正当

化するために必死だ、などと思われがちです。また、国が被告だと、国がお金を払えば解決する、国がやればいいのと言われることもあります。しかし、経験から言えば、それは違います。日本は法治国家ですから、行政庁は法律に従って運営しています。その中で不幸にも訴訟になった場合、訟務検事は一步引いた目で事実関係や行政庁の対応を見て、正しい事実の認定と正しい法の解釈は何かを検討し、裁判で主張します。また、法治国家ですから、法的な根拠がないことはできません。国民の代表である国会が制定した法律の根拠がないことを国が行うということは、民主主義の観点からも適当ではありません。例えば、国がお金を払えば解決するから払えと言われた場合、一つの事件で応じると類似事件に波及するため応じられないという考えは、企業法務でもあります。これに加えて、国の場合は、1円であっても国民の税金が源です。それを特定の人に対して払うわけですから、国民の納得が必要です。ですから、しかるべき法的根拠がない状態で払うことはできません。そう考えると自分の仕事は、国益を守るというより、国民全体の利益を守る仕事だと最近は思っています。

先の戦争の反省に基づき、「上位者の命令に対する盲目的な服従は、人間から理性や良心、罪悪感を奪い取る心理的効果を生み出し」、「これは、軍事組織に限らず、他の官僚組織においても同様であり、国民全体の奉仕者である国家公務員は、上位者からの命令が違法行為や人間の尊厳を侵害する内容であるなら、それに服従しないという選択肢を自覚的に持たなくてはならない」ことに反する。それは、憲法15条2項に反することにもなる。以上のことから、被告国及び被告国の指定代理人による①主張は、失当である。

### (3) 小結(被告国の主張は失当)

以上のように、被告国の「本案前の答弁の理由」は、事実に著しく反し、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、その結果としてその理由に不備・齟齬を来している。本件訴えは、「法律上の争訟」に当たり、「確認の利益」を有する。したがって、被告国の主張は、失当というほかない。

## 2 「本件『戦争法』の無効確認訴えが不適法」への反論

以下、被告国第6準備書面の「(3) 平和安全法制関連2法(法律)の無効確認の訴え(上記(1)②)が不適法であること」(8～9頁)に反論する。

## (1)「ア 『法律上の争訟』に当たらないこと」への反論

被告国は、ここでも再び「法律上の争訟」に当たらないとし、それを理由に、本件「戦争法」の無効確認の訴えは、不適法であると主張する(8頁)。

まず、被告国の主張の「法律上の争訟」に当たらないということへの反論は、先の「(1)『ア 「法律上の争訟」に当たらないこと』への反論」で述べたとおりであり、本件訴えは、「法律上の争訟」に当たる。したがって、被告国の主張は、失当である。

なお、原告らの追加の無効確認請求は、「立法事実」が不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性がない本件「戦争法」の立法行為及び施行行為の無効を確認するということである。

ここでも被告国は、先の「第1 被告国の答弁は、原告らの追加の無効確認請求の捏造解釈であり、失当」で述べたように原告らの追加の無効確認請求を捏造解釈している。

つまり、原告らの追加の無効確認請求によって、無効を確認する対象は本件「戦争法」であるが、その理由は、「立法事実」の不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性がないということで、審査対象となるのは、具体的に「立法事実」が存在している否かであり、かつ具体的な「立法目的」及び具体的な「手段選択」の正当性・相当性の有無である。したがって、被告国の主張は、事実誤認がある。よって、「『法律上の争訟』に当たらない」とする被告国の主張は、失当というほかない。

被告国のこの主張は、原告らの追加の無効確認請求を被告国に都合良く勝手解釈したものであり、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、理由不備・齟齬があり、失当というほかない。つまり、本件の原告らの訴えには、「法律上の争訟」に該当する。

## (2)「イ 確認の利益を欠くこと」への反論

被告国は、ここでも再び「確認の利益を欠く」ことを理由に、本件「戦争法」の無効確認の訴えは、不適法であると主張する(8-9頁)。

被告国の「確認の利益を欠く」との主張は、先の「(2)『イ 確認の利益を欠くこと』への反論」で述べた理由のとおりであり、被告国の同主張は、失当である。

### (3) 小結(被告らの主張は失当)

以上のように、被告らの「本件『戦争法』の無効確認訴えが不適法」との主張は、事実に著しく反し、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、理由不備・齟齬がある。原告らの本件訴えは、「法律上の争訟」に当たり、「確認の利益」を有する。したがって、被告らの主張は、失当というほかない。

### 3 「『戦争法』の施行無効確認は、法律上の争訟に当たらず不適法」への反論

以下、被告国第6準備書面の「3 平和安全法制関連2法の「施行行為」の無効確認の訴えは、法律上の争訟に当たらず、不適法であること」(9～11頁)に反論する。

#### (1) 「(1)はじめに」への反論

被告国第6準備書面で「一般に、法律の『施行』とは、法律の規定の効力が現実的に一般的に発動し、作用することであると解され、具体的に法律がいつ施行されるかは、当該法律の附則で定められている。」とする。そして、「平和安全法制関連2法のうち、平和安全法制整備法は、附則1条において、『この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。』と定め、これを受けて、平和安全法制整備法の施行期日を定める政令第83号は、平和安全法制整備法の施行期日を平成28年3月29日と定め、国際平和支援法は、附則において、平和安全法制整備法の施行の日から施行する旨定めている。」と述べる。「そうすると、平和安全法制関連2法は、平和安全法制整備法の施行期日を定める上記政令及び国際平和支援法附則の定めに基づき、平成28年3月29日に当然にその効力を生ずるものであって、その際に『施行』という何らかの具体的な行為が介在するわけではない。」と主張する。そのうえで、「他方で、原告らは、本件において、平和安全法制関連2法の『施行行為』の無効確認を求める訴えを追加するところ、上記のような『施行』の意義並びに平和安全法制関連2法の施行に関する政令及び附則の定めからすれば、当該訴えは、平和安全法制関連2法の各附則の定め又は平和安全法制整備法の施行期日を定める上記政令が無効であることの確認、すなわち、これらの定めが抽象的に無効であることの確認を求める訴えであると理解するほかない。」(9～10頁、下線原告ら。)と主張する。以下この下線の主張を「**②**主張」という。

## ①「施行行為」へ被告らの明確な「介在」と「介在」の有無と②主張は無関係

以上のように、被告国は、「施行」について、「平和安全法制関連2法のうち、平和安全法制整備法は、附則1条において、『この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。』と定め」ていると述べ、被告らが、本件「戦争法」の中でそれを定めていることを明らかにしている。そして、被告国は、「平和安全法制整備法の施行期日を定める政令第83号」で、「平和安全法制整備法の施行期日を平成28年3月29日と定め」ている。さらには、被告らが、「国際平和支援法は、附則において、平和安全法制整備法の施行の日から施行する旨定めている」のである。つまり、被告らが、本件「戦争法」の「施行行為」に介在していることを自己証明している。

また、被告国は、「上記のような『施行』の意義並びに平和安全法制関連2法の施行に関する政令及び附則の定め」を理由に、「平和安全法制関連2法は、平和安全法制整備法の施行期日を定める上記政令及び国際平和支援法附則の定めに基づき、平成28年3月29日に当然にその効力を生ずる」から、被告国が、「その際に『施行』という何らかの具体的な行為が介在するわけではない」と主張する。しかし、「施行の意義」や「平和安全法制関連2法の施行に関する政令及び附則の定め」を考慮しても、ここで被告国の「何らかの具体的な行為が介在する」か否かは、次の理由から、原告らの請求の趣旨にある「施行行為の無効の確認」と何ら関係がない。

## ②客観的事実の基礎を欠く事実誤認に基づく②主張

原告らの追加の無効確認請求は、先に述べたとおりである。つまり、本件「戦争法」を必要とする立法事実(立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実)が不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性がない本件「戦争法」は、違法である。このような違法な本件「戦争法」は、当然に無効であるからその「立法行為」の無効の確認を求め、合わせて、法律が法的に効力を発動されることとなる「施行行為」の無効の確認を求めたものである。

原告らがここで求める、「施行行為の無効を確認する」というのは、本件「戦争法」が立法化(可決成立)されても、その「法律」の規定の効力が現実に一般的に発動し、作用するようになる「施行」が必要となるから、違法である本件「戦争法」は、当然に無効であるから、その法律が法的に効力を発動されることとなる「施行行為」も無効となることの確認を求めるといふ趣旨である。

したがって、被告らの「何らかの具体的な行為が介在する」か否かは、原告らの請求の趣旨である「施行行為の無効の確認」と何ら関係がないことは明白である。



さらにはなぜ、「平和安全法制関連2法の各附則の定め又は平和安全法制整備法の施行期日を定める上記政令が無効であることの確認」が、「これらの定めが抽象的に無効であることの確認を求める訴えである」と「理解するほかない」との飛躍した被告国の主張になるのか、原告らには、全く理解不可能である。

繰り返すが、原告らの追加の無効確認請求は、先に述べたとおりで、本件「戦争法」を必要とする立法事実が不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性がない本件「戦争法」は、違法であり、このような違法な本件「戦争法」は、当然に無効であるからその「立法行為」の確認を求め、合わせて、法律が法的に効力を発動されることとなる「施行行為」の無効の確認を求めるといふことである。

原告がここで求める、「施行行為の無効を確認する」というのは、本件「戦争法」が立法化(可決成立)されても、その「法律」の規定の効力が現実に一般的に発動し、作用するようになる「施行」が必要となるから、違法である本件「戦争法」は、当然に無効であるから、その法律が法的に効力を発動されることとなる「施行行為」も当然に無効となる、その確認を求めているのである。

したがって、被告国の「上記のような『施行』の意義並びに平和安全法制関連2法の施行に関する政令及び附則の定め」を考慮しても、「平和安全法制関連2法の各附則の定め又は平和安全法制整備法の施行期日を定める上記政令が無効であることの確認」は、「これらの定めが抽象的に無効であることの確認を求める訴えである」と主張する論理上の妥当性はない。そのように仮に被告国が、解釈したとすれば、それは、客観的事実の基礎を欠く事実誤認であり、理由不備・齟齬を来した主張であり、失当というほかない。

## (2)「(2)『法律上の争訟』に当たらないこと」への反論

被告国は、ここでも再び、「上記のとおり、本件で原告が追加した『施行行為』の無効確認の訴えは、平和安全法制関連2法の各附則の定め又は平和安全法制整備法の施行期日を定める上記政令の無効確認を求めるものと解するはかないところ、当該訴えは、上記2(3)アと同様、原告らの具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争について審判を求めるものではなく、抽象的に法令の定めが無効であるか否かの確認を求めるものであるから、『法律上の争訟』に当たらないことは明らかである。」(10頁)と主張するので、これに反論する。

原告らの追加の無効確認請求は、本件「戦争法」の「立法事実」が不存在であり、かつ「立法目的」及び「手段選択」の正当性・相当性がないので、本件「戦争法」は当然に無効であるので、その無効の確認を求め、合わせて違法な同法の法的効力が発動されることになる「施行行為」も当然に無効となる確認を求めるといふことであ

る。

原告らは、これまでの原告準備書面で詳細に述べてきたように被告らの本件「戦争法」の「立法行為」及び「施行行為」により、原告らの具体的権利が侵害されている。したがって、原告と被告らとの間の「具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」がある。よって本件訴えは、「法律上の争訟」に該当する。したがって、被告らの上記の主張は、失当というほかない。

### (3)「(3)確認の利益を欠くこと」への反論

被告国は、「当該訴えについては、上記2(3)イと同様、原告らが主張する権利には具体的権利性がなく、平和安全法制関連2法の各附則等の定めが原告らの権利義務ないし法的利益に直接影響を与えるものではないこと、平和安全法制関連2法は、原告らに対して具体的に適用されておらず、適用される具体的状況にもないことからすれば、原告らの権利又は法的地位に対する現実的危険や不安が存在しないのであるから、即時確定の利益を欠き、確認の利益が存在しない。」と主張するので、これに反論する。

原告らは、これまでの原告準備書面で詳細に述べてきたように被告らの本件「戦争法」の「立法行為」及び「施行行為」により、原告らの具体的権利が侵害されている。したがって、原告らの被告らに対する当該訴えの「確認の利益」は存在する。よって、被告らの上記の主張は、失当というほかない。

### (4)小結(被告らの主張は失当)

以上の理由から、本件追加訴えは、「法律上の争訟」がなく、「確認の利益」もないとの被告国の主張は、失当である。

## 第3 立法事実が不存在であり、立法目的・手段選択に正当性・相当性がない

### 1 本件「戦争法」の立法事実が存在することの立証責任は被告国にある

本件「戦争法」の「立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実」が存在することの立証責任は、次の最高裁判決が示す理由から、被告国にある。

四国電力伊方原発1号機の周辺住民35人が、設置許可処分の取り消しを求めて松山地方裁判所に、原子炉設置許可の行政処分をおこなった内閣総理大臣を被告として、その処分の取消を求めた日本初の原発訴訟(以下「伊方原発訴訟」という。)の最高裁判決(1992年(平成4年)10月29日判例集民集46巻7号1174頁)は、「原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものであるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。」と判示した。

本件「戦争法」の立法事実の不存在の確認を求める本件は、前記の伊方原発訴訟最高裁判決が示した事例に次の理由から該当する。

法令を立法化するに際しては、当然ながら「立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実」が不可欠である。本件「戦争法」を必要不可欠であるとして、国会に提出し、両院の特別委員会及び本会議の審議においてそれを説明したのは、被告国であり、その全資料を被告国が独占的に保持しているからである。

つまり、本件は、まさに伊方訴訟最高裁判決の事例の「当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持している」に該当する。よって、両院の各特別委員会の審議及び本会議の審議において、「立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実」の説明において不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告国が上記主張、立証を尽くさない場合には、被告国がした立法事実の説明に基づく強行裁決・立法行為に「不合理な点があることが事実上推認される」ことになる。

よって、本件「戦争法」の「立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実」が存在することの立証責任は、被告国にある。

## 2 被告らの本件行為は、原告らの具体的権利を侵害する

被告国は、「『平和的生存権』の外苑は憲法9条によって画されているからその権利内容は明確である旨の原告らの主張には理由がない」(被告第1準備書面、同第2準備書面など)と具体的権利性を否定するが、被告国のこの主張は、原告ら準備書面(5)及び同(10)「『平和的生存権』は具体的権利がある」との主張及び立証を、恣意的に矮小化したものであることを原告準備書面(28)で論証し、国際的には、人類の戦

争の歴史、特に二度の世界大戦の経験に基づき「人権としての平和」が国際的にも認識され、国家主権を制限する人民主権が優越的地位を持つことが了解されるようになり、国家が戦争に訴えることを、かりに国民代表議会の多数の意思に基づくものであれ、違法とし、平和の実現を要求することが正当とされるに至っていること、日本は、侵略戦争の反省に基づき制定された日本国憲法の立憲平和主義により、「平和的生存権」が明文化され、これまでの9条や自衛隊をめぐる訴訟においても、「平和的生存権」が具体的な権利であることが論証され、これを認める判決も存在することを明らかにした。

さらには、原告準備書面(33)で、二度の悲惨な世界規模の戦争を経て確立した現憲法下では、「平和」は人権の基礎をなし、「人権」としての「平和(=平和的生存権)」を獲得していること、本件「戦争法」は、「なんらかの戦争の開始(武力行使)」を認める法律であるから人権としての「平和」を侵害する、ゆえに代表制民主制の国会での多数決によっても立法化してはならないことを詳細に立論し、被告国の先の主張が失当であることを明らかにした。

また、被告国は、被告第1準備書面、第2準備書面、第4準備書面において、原告らの主張(憲法に反する本件「戦争法」の立法行為及びその施行により、原告らの具体的な権利である「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」の侵害を否定する。原告準備書面(20)で高作意見書を引用し、その被告国の主張が真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、理由不備・齟齬があることを明らかにし、原告準備書面(25)において、被告らの主張する国家賠償法上の違法性の判断基準の認識に事実誤認があることをも明らかにした。

そのうえで、原告準備書面(26)で、被告国第4準備書面の「憲法改正・決定権」に関する被告主張が真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、理由不備・齟齬があることを明らかにし、「憲法改正・決定権」が、原告個々人の具体的な権利であることを立証した。

さらには、原告準備書面(35)で、被告国準備書面(1)、(2)、(4)に対する反論として、集団的自衛権の行使等を容認した本件「戦争法」を制定した国会の立法行為及びその施行が違憲・違法であること、本件「戦争法」を立法化するためには、憲法改正手続が不可欠であること、憲法改正手続を行わずに、本件「戦争法」を立法化することは、原告らの具体的な権利である「憲法改正権・決定権」の侵害であることを明らかにした。

また、原告準備書面(27)で、上記を踏まえ、再度、「人格権」の具体的な権利性を否定する被告国の主張が事実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認があり、理由不備・齟齬があることを明らかにした。

以上のように、被告らの本件「戦争法」の立法行為及び施行行為により、原告らの「具体的な権利義務」(「平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権、憲法12条の「不断の努力」、憲法13条の「幸福追求権」、憲法前文の「国民主権」、憲法前文と憲法99条が規定する全公務員に対する「憲法擁護義務」によって97条の「基本的人権」が擁護され、「福利は国民がこれを享受する」ことになるという憲法の基本原理である「立

憲主義権)が、侵害されていることを詳細に立論した。

本件「戦争法」の立法内容は、原告らの具体的権利を侵害するが、被告国は、原告らの具体的権利を侵害しないと解説(主張)する。つまり、被告国にこの点の事実誤認がある。それは、被告国が国会で説明してきた本件「戦争法」の立法事実、つまり、本件「戦争法」の立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的具体的な事実に誤認があることの自己証明である。したがって、それは、本件「戦争法」の立法事実が不存在であることを意味するから、本件「戦争法」は、無効である。

### 3 「立法行為無効確認が不適法」との国主張は、立法事実の不存在を意味する

被告国は、第6準備書面で、「各無効確認の訴えは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する具体的な紛争を離れて、裁判所に対して抽象的に法令が無効であるか否かの判断を求めるものであるからに『法律上の争訟』に当たらない上、確認の利益を欠き不適法であるから、直ちに却下されるべきである。」と主張し、その理由を「平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権」は具体的権利でないものである。なお、前述のように、被告らは、無効確認の請求を追加する前の請求に対しても同様の主張を行ってきた。

原告らは、前述のように、「(1) [ア 『法律上の争訟』に当たらないこと] への反論」で述べたように、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権、憲法12条の「不断の努力」、憲法13条の「幸福追求権」、憲法前文の「国民主権」、憲法前文と憲法99条が規定する全公務員に対する「憲法擁護義務」によって97条の「基本的人権」が擁護され、「福利は国民がこれを享受する」という憲法の基本原理である「立憲主義権」などは、原告らの具体的権利であることを詳細に立論した。つまり、原告と被告らとの間の「具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」があり、「法律上の争訟」があることを立論した。

また「(2) [イ 確認の利益を欠くこと] への反論」で、もう一つの被告国の主張の「原告らが主張する権利には具体的権利性がなく、当該立法行為が国民である原告らの権利義務ないし法的利益に直接影響を与えるものではないこと」に反論し、これは、先の『法律上の争訟』に当たらないことと事実上同じであり、原告らの訴えは、「確認の利益」を有するから、被告らの主張は、失当であることを立論した。

さらには、「①「戦争法」の国会の国の説明と法廷の主張の卑劣な使い分け(二枚舌)」で、被告国が、本件「戦争法」を必要とする国会の説明(「我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している」などと危機を強調)と本件訴訟における被告国の主張(「我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかと」)といった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」とし、「かかる程度の内容を

もって具体的権利性が認められると解する余地などない)と都合良く使い分けるといふ詭弁を弄していることを明らかにし、「③『地球温暖化』が及ぼす影響は、一国に止まらず国境を越え、人々に及ぶ」で、「地球温暖化」が及ぼす影響は、一国に止まらず国境を越え、人々に波及することを明らかにし、「④『戦争法』は、温暖化メカニズムと同様に国境を越え、人々に『悪影響』を及ぼす」こと、つまり、各国の法律に基づく経済活動や個人々の生活活動を要因とする二酸化炭素の排出が「気候変動」の「悪影響」を及ぼすというメカニズムは、「戦争・紛争」の場合でも当てはまることを明らかにし、「⑤本件『戦争法』が、世界や原告らにもたらす『平和的生存権』の悪影響」で、紛争の真の解決は、「軍事的手段による解決」ではなく「平和的手段による解決」でしか実現せず、「軍事的手段による解決」は、ガルトゥングが述べるように、紛争を拡大し、「殺された側の怒りや悲しみは、必ず反撃や復讐の暴力となって」当事国に襲いかかってくることを明らかにし、「平和」という衣を羽織っていても「平和安全法制(「戦争法」)」の実態は、ガルトゥングが言い表しているように「米国による他国攻撃に参加する」ための法律であり、これによって、原告準備書面ですべて述べてきた国際社会の軍事的緊張を高め、その地で暮らす人々の日常の生活に混乱と危険や被害を拡散し、憎しみを生み出すだけであり、「平和」を遠ざけることを明らかにした。つまり、本件「戦争法」の立法内容が、「手段選択」の正当性・相当性を欠いていることを明らかにした。

つまり、本件「戦争法」には、具体的な「手段選択」の正当性・相当性がなく、このような「手段選択」であるがゆえに、温暖化メカニズムと同様の因果関係により、悪影響を世界や私たち原告に及ぼすことも明らかにした。

ところが、被告国の「原告らの具体的な権利又は法的地位に対する現実的な危険や不安が存しないことは明らかであるから「当該訴えは、即時確定の利益にも欠ける」と①主張する。

このような被告国の主張は、本件「戦争法」が、国際社会の軍事的緊張を高め、その地で暮らす人々の日常の生活に混乱と危険や被害を拡散し、憎しみを生み出すだけであり、「平和」を遠ざけるから、つまり、「地球温暖化の基礎知識」が示した温暖化メカニズムと同様の因果関係により、その悪影響が世界や私たち原告に及ぶことを全く理解していない事実誤認、理由不備・齟齬を示しているが、同時に、被告国が主張する本件「戦争法」の立法事実(国会での説明)が、虚構に基づくもの、つまり、事実誤認に基づくものであることを立論している。したがって、被告国のこの主張は、本件「戦争法」の立法事実が不存在であるということを自己証明していることを意味する。

つまり、被告国の上記主張は、日本列島から離れ、完全に隔離された「孤島」に軍事組織の自衛隊基地(自衛隊員・兵器・武器)があり、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動に対する敵対国ないし敵対する武装集団・個人のリアクションは、「原告らの具体的な権利又は法的地位に対する現実的な危険や不安が存しないことは明らかである」と主張していることから、日本列島から離れ、完全に隔離された「孤島」に存在する自衛隊基地などに向けられということが前提になっているとしか思われぬ。つまり、このような虚構が前提になっている。

しかし、客観的事実は、私たちが暮らす日本列島上に自衛隊基地があり、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動に対する敵対国ないし敵対する武装集団・個人によるリアクションは、自衛隊基地・部隊に限定されないし、仮に自衛隊基地・部隊にだけに限定されたとしても、その被害・影響が、基地の中にだけに止まるという保障は全く存在しない。そもそも、そのリアクションの対象が、自衛隊基地などに止まらず、一般市民・住民が住む地域に向かう可能性があることは、現在の世界各地での紛争の現実が、それを示している。したがって、㊦→㊧→㊨→㊩による日本列島の日常生活上の危険の増大という影響が客観的に想定されるのである。

また、山崎は「二〇世紀のほぼ中頃に起きた第二次世界大戦は、軍人以外の被災者が軍人の死者よりも少なかった近代以前の戦争とは異なり、軍人よりも市民が直接的・間接的に標的となって命を失ったという面で、新時代の幕開けとも言える現代型の戦争であった。／この戦争の死者数については、いくつかの概算が提示されているが、軍人と市民の割合は、前者が三割(二一〇〇万人から二六〇〇万人)に対し、後者が七割(四八〇〇万人から五九〇〇万人)であったと見られている。」と研究の結果を述べ、「この巨大な戦争のあと、新たな戦争のたびに市民の大量死が引き起こされることが常態化し、戦争と市民の犠牲が実質的に同義語として語られることも少なくない。」とし、「戦争」は、近代以前の戦争とは異なり、軍人よりも一般市民が直接的・間接的に標的となって軍人の数よりも多くの命を失うという「現代型」の「戦争」に大きく変化し、それは、いまの「戦争」や「紛争」においても変わることはないことを研究を踏まえて述べている。

つまり、被告国が主張するように、本件「戦争法」の適用対象が、自衛隊員だけであると仮定したとしても、この自衛隊活動により引き起こされる可能性がある敵国ないし敵対する集団からのリアクションは、先の山崎が歴史の事実(軍人の死者3に対して一般市民の死者7)が示す軍事的「合理性」から、その軍事的行動は、一般市民に向けられる可能性の方が自衛隊員に対するそれよりも高いことを歴史の事実は示している。したがって、いくら被告国が「原告らに対して具体的に適用されておらず、適用される具体的な状況にない」と主張(弁解)したとしても、客観的事実ないし現実には、一般市民が、軍事的標的となり、殺害されるなどの被害を被る可能性が高い。つまり、自衛官よりも一般市民が被害を被るリスクが高いという歴史の事実が存在する。

したがって、いくら被告国が、「原告らの具体的な権利又は法的地位に対する現実的な危険や不安が存しないことは明らかである」と希望的観測に基づく主張を行ったところで、客観的事実は、「原告らの具体的な権利又は法的地位に対する現実的な危険や不安が存しない」ということにはならず、歴史の事実に基づく現実的なそのリスクは、本件「戦争法」が適用され自衛官よりも一般的市民が軍事的標的となり、殺害されるなどの被害を被る可能性が高いのである。

したがって、被告国の❶主張は、真実を発見するための客観的歴史の事実と現実に対する事実誤認がある。つまり、その主張は、架空ないし虚構の上に成り立っており、現実から遊離し、客観的事実に基づかない事実誤認があり、被告らによる本件「戦争

法」の立法行為等により、私たち一般市民が影響を被る当事者となり、物理的・肉体的・身体的な被害と精神的苦痛を被るリスクが、自衛官らよりも高いという現実晒される。

このことは、次のことを意味している。

つまり、本件「戦争法」の立法内容は、原告らの具体的な権利を侵害する。したがって、本件「戦争法」の立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的具体的な事実に戻す回復不可能な影響を原告らに与える事実誤認、つまり、立法事実の不存在があり、「日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る」と安倍首相が説明した本件「戦争法」の立法目的を達成することも出来ず、本件「戦争法」に基づく自衛隊活動が逆に国際社会の軍事的緊張を高め、「日本人の命を守る」ための手段選択にも正当性も相当性がないということである。

前述のように、「平和学の父」と呼ばれるヨハン・ガルトゥングは、「集団的自衛権は日本を守るどころか、日本の安全を脅かすものでしかない。それは日本をより危険な状況に陥れる。／米軍による最近のアフガニスタンやイラクへの軍事介入のことを考えてほしい。いずれも不可逆的な行為であり、もとに戻す方法は存在しない。殺された側の怒りや悲しみは、必ず反撃や復讐の暴力となって米国とその同盟国に襲いかかる。それは無視することも、避けることも、退けることもできない。それがいま欧米の各地を襲っているテロの本質である。」と述べていることがそれを証明する。

以上のように、被告の主張は、本件「戦争法」の立法事実の不存在があり、立法目的及び手段選択にも正当性も相当性がないことを自己証明している。

つまり、本件「戦争法」の立法事実の不存在があり、立法目的及び手段選択に正当性も相当性がない。

## 結語（被告らの主張は失当であり、本件「戦争法」の立法事実是不存在である）

以上のように、被告国の本件の追加の訴えに対する主張の前提において、原告らの追加の訴えの趣旨を被告国に都合よく歪曲し、捏造解釈を行っている。それは、真実を発見するために不可欠である客観的事実に事実誤認があり、理由不備・齟齬を来している。

また、被告国の第6準備書面の主張の結語では、「平和安全法制開運2法の『施行行為』の無効確認の訴えは、原告らと被告国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する具体的な紛争について、その審判を求めるものでないことは明らかであって、『法律上の争訟』に当たらない。また、これに確認の利益も認められない。」との理由から、「平和安全法制関連2法の『施行行為』の無効確認の訴えは、不適法であることが明らかであって、却下されるべきである」と本案前の答弁で終わっている。被告塩崎らの第3準備書面も同様である。



原告らは、これまでの原告準備書面で詳細に述べてきたように被告らの本件「戦争法」の「立法行為」及び「施行行為」により、原告らの具体的権利が侵害されていることを論証した。したがって、原告らの本件追加の訴えには、「法律上の争訟」があり、「確認の利益」がある。したがって、被告らの主張は、失当というほかない。

また、被告の主張は、本件「戦争法」の立法事実の不存在があり、立法目的及び手段選択に正当性も相当性がないことを自己証明している。つまり、本件「戦争法」の立法事実の不存在があり、立法目的及び手段選択に正当性も相当性がなく、本件「戦争法」は無効である。

したがって、速やかに本案の審理に入り、本件「戦争法」の「立法事実」が不存在であるか否か、「立法目的」及び「手段選択」が正当・相当性があるか否かを審査することが不可欠であり、それが、当該担当裁判官らの職務であり、使命である。

以上